
令和6年大和町議会6月定例会議会議録

令和6年6月4日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

出席議員（15名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	12番	槻田雅之君
4番	平渡亮君	13番	堀籠日出子君
5番	櫻井勝君	14番	大須賀啓君
6番	森秀樹君	15番	児玉金兵衛君
7番	佐々木久夫君	16番	今野善行君
8番	犬飼克子君		

欠席議員（1名）

11番	渡辺良雄君
-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	健康推進課長	大 友 徹 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	蜂 谷 祐 士 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	都 市 建 設 課	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	教育総務課長	青 木 朋 君
税 務 課 長 兼 徴 収 対 策 室 長	村 田 充 穂 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町 民 生 活 課	吉 川 裕 幸 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	甚 野 敬 司 君
子 ども 家 庭 課	小 野 政 則 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	阿 部 友 紀 君
福 祉 課 長	早 坂 基 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係	相 澤 敏 晴
主 任	櫻 井 郁 也	主 事	佐 藤 み な み

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (今野善行君)

皆さん、おはようございます。

定刻前ではありますが、皆さんがおそろいでありますので本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (今野善行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番槻田雅之君及び13番堀籠日出子さんを指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (今野善行君)

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

5番櫻井 勝君。

5 番 (櫻井 勝君)

おはようございます。初めての一般質問となります。町民目線で、地域住民の代弁者として、私から2件の質問を通告に従って行います。よろしく申し上げます。

1件目、林野火災における防獣柵への対応は。

林野火災発生時、消防署員や消防団員が火災現場に向かう際、防獣柵、イノシシの防止柵ですが、消火活動の妨げにならないかと危惧する声がある。以下について、町の考えを伺う。

要旨1、防獣柵に開閉口の設置と位置表示を行うべきと思うがどうか。

要旨2、緊急な場合や柵による入山が不可能な場合、金属カッター等での柵切断はやむを得ないと考えるがどうか。また、それが可能であれば、備品として各消防ポン

プ車に金属カッターを配備することが必要ではないか。

要旨3、電気柵での感電による人的被害の可能性は考えられないか。また、一目で電気柵と分かる表示などを行っているのか。

以上3点、伺います。

議長（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

おはようございます。

それでは、櫻井 勝議員の、林野火災における防獣柵への対応はのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、林野火災につきましては一たび発生すると貴重な森林資源を大量に焼失するだけではなく、家屋等に被害が及ぶこともあり、県境や市町村境を越えて広域的な大火災に拡大することも予想されます。そのため、林野火災の消火活動には、早期消火と延焼拡大防止の観点から迅速な応急対応が求められております。

防獣柵につきましては、有害鳥獣から農作物被害を防ぐため、町内では平成26年度から各地区で防獣対策協議会を設立いただき、農地等に対して周辺にワイヤーメッシュ柵を設置をしていただいております。主に農地を囲むような山際、農道、水路脇、場所によっては林道の進行を妨げる場所にも設置されており、その場合は簡易的な移動式ゲートによって、通行可能な状態にしております。

それでは、1 要旨目の、防獣柵の開閉口の設置と位置表示を行うべきではと思うがどうかについてのご質問にお答えをさせていただきます。

林野火災現場は幾つかの消火活動の困難性を有しており、特に急峻な森林、山間地などで発生することや、不整地での消火活動のほか、ご質問にある消火活動への妨げと見られる防獣柵などが進入ルートを制限する場合なども考えられます。防獣柵の開閉口や位置表示の設置は、現場の消火活動を行う上で有効であると認識をしております。

一方で、開閉口や位置表示の有効性を確保するには、開閉口の機能維持や、その場所、位置など、設置費用などを含め、既に設置している箇所とこれから防獣柵を設置を予定している箇所に対しどのように設置をするのかについて、所有者の方を含めた地区関係者や消防関係者の方々との話し合いによる共有が必要と考えております。

ご質問の、防獣柵が消火活動の妨げにならないかにつきましては、現時点において防獣柵の妨げによって消火活動に影響があった旨の情報はなく、本町としては万が一森林火災が発生した場合においても、柵のない部分や柵の一時的な取り外しなどを含め進入ルート of 適切な選定によって、消防署を中心とした迅速な消火体制を図ってまいりたいと考えております。

次に、2 要旨目の、緊急な場合や柵による入山が不可能な場合、金属カッター等での柵切断はやむを得ないと考えるがどうか、また可能であれば備品として各消防ポンプ車に金属カッターを配置することが必要ではないかについてのご質問にお答えをいたします。

緊急な場合とは、林野火災の切迫した状況の中、延焼拡大のおそれがあり、また気象状況の変化によって延焼スピード、方向、そして発火点等によってさらに危険性が増大する場合のほか、地元消防団員の方々がいち早く火災情報を認め、初期消火活動を行う場合なども想定されます。また、防獣柵によって入山が不可能な場合などは、柵の切断や柵固定箇所を取り外しによって柵を排除あるいは柵を倒すなどについて所有者に確認することも必要かと考えますが、一般に時間がないことも予想されますことから、現場において柵の切断が適切と判断された場合は、消防隊員所有の装備品等で柵を切断することとなります。状況によっては金属カッターがない場合も予想され、その場合は、町からの資機材提供によって固定された場所を外して柵を倒すなどにより消火活動を行う場合も考えられます。いかなる場合でも、住民の生命や、消火活動に従事される消防隊員等の危険性が高まるような状況においては、やはり人命最優先として、林野火災を最小限に食い止めることが重要であると考えてございます。

3 要旨目の、電気柵での感電による人的被害の可能性は考えられないか、また一目で電気柵と分かるような表示をしているのかについてのご質問にお答えをさせていただきます。

電気柵は、田畑や牧場などで高圧の電流の電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止するための柵であります。町内でもイノシシなどの獣害対策として多く設置されているところであります。

設置されている市販の電気柵は、常時電気が流れているものではなく、約1秒間隔で瞬間的に電気を流す仕組みで作られております。誤って柵に触れて電気が流れてしまっても、すぐに手を離すことができ、ドアノブや自動車に触れて静電気が発生したときのような衝撃は受けませんが、人体に危険を及ぼすものではないとされております。

しかし、ペースメーカーや除細動器を装着している場合には、人体やその機器に重

大な影響を及ぼす可能性がありますので、触れないよう注意する必要があります。電気柵は、電気事業法で設置方法が定められており、主に次の4つの基準を満たす必要がございます。

1つ目としましては、感電により人に危険を及ぼすことがないように出力電流が制限されている電気柵用電源装置を使用すること。2つ目に、30ボルト以上の電源から電気を供給するときは漏電による危険を防止するため漏電遮断機を設置すること。3つ目に、電気を供給する回路には事故等の際に容易に電源から開放できるように開閉器を設置する必要があること。4つ目に、人が見やすいように適当な位置や間隔、見やすい文字で危険であることを表示することが必要となっております。

このことから、町内で設置をされております電気柵でも、電源装置の近く等に危険であることの表示は行っているところではありますが、なお、既に設置している方にも再度周知していきたいと考えております。

町としましても、これからの林野火災の困難性をできるだけ解消して、迅速かつ的確な消火活動のため、日頃から対策としてできる備えを十分にさせ、今後も災害に強く安全なまちづくりの推進を目指してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議 長 (今野善行君)
櫻井 勝君。

5 番 (櫻井 勝君)

それでは再質問をさせていただきたいと思えます。

鉄筋の柱と柵の固定を、場所によってはビニールひもや結束バンド等でやっている箇所もあれば、鉄の結束線だったり、ステンレスの針金を使っている箇所もあり、手だけでは外したりそういったことは不可能ですので、金属カッターというのが必要ではないかと。それは、今後金属カッター、ポンプ車等には配備されておりましたが、これは町で準備していただけるという理解でよろしいのでしょうか。お願いします。

議 長 (今野善行君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、櫻井 勝議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご承知のとおり、鉄筋と柵を固定しておるもの、ナイロン製のバンドを使っている場所もありますが、ほとんどがさびないようにステンレス製の結束線で固定しているところが多いはずであります。

もちろん、1要旨目のところはあれなんですけど、まずは、万が一火災が発生した場合というところで行きますと、本格的な消火活動というのはやはり消防署のほうで作業を、消火活動を行うのが優先だろうと思います中、消防車には金属カッター等々全ての機材が装備をされております。逆に、危険性等々を考えると、水源から消防車のポンプ車まで水を上げていただいたりという作業が、主な消防団員の方々のまずは作業になるのではないのかなという思いがある中、実際のところハンドカッターといっても様々あって、ちっちゃいハンドカッターで結束線切るのは比較的大変な作業であると、実際に設置なりの作業をしている私個人的にもそのように思っております。中途半端な装備をして危険な目に遭うよりは、あくまでも開閉なりしていただく作業という意味では、やっぱり消防署で保有しているきちんとした設備をご利用いただくのが最優先ではないのかなという思いがございます。

加えて、1要旨目にもありますとおり、消火活動を優先としていただいて、その際に切る手間よりは押し倒していただいてでもまずは入っていただく場所を確保いただくのが一番で、どちらかというワイヤーを切っているよりはもう本当に鉄筋を切っても入っていただくような作業ではないのかなと思う中、手動の機器ではなかなか足りないのではないのかなということを考えますと、今のところ個別に各消防団のポンプ車に全てに設置が必要かなというところは、今考えていないところがございます。

以上でございます。

議 長 (今野善行君)

櫻井 勝君。

5 番 (櫻井 勝君)

消防隊員がいる場合と、いない場合もちろん山に入って、林野火災の場合ですと背負って、ジェットシューターですかね、そういった消火活動もあるわけで、それをやっている最中に風向きが変わって、自分のほうに火が迫ってくるという場合も中には考えられるかもしれません。そういったときに、どこから入ったかも、山ですから分からなくなったりするもので、4人なら4人で固まって行動するんでしょうけれど

も、そういった誰か持っていれば、とっさに逃げろといった場合、倒せば倒したでいいんでしょうけれども、そういった道具もちょっとあればなおよいのかなと思っていました。

あと、柵のない部分を含め進入ルート of 適切な選定という答弁がありました。消防署や町で柵のない場所というのはある程度把握しておられるのか、ちょっとお伺いします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

イノシシの防獣柵の入り口なりゲートの場所を町として把握しているのかということでありましたけれども、基本は設置をしていただく協議会の皆様方に、この場所には回しますというところで同意をさせていただいて設置される場所の認識はしておるんですけれども、入り口等々の設置につきましては設置をなさる方、またはその地権者の方との間でお決めいただいているというのが基本でありまして、町として把握している状況には基本的にはないという状況でございます。

以上でございます。

議 長 (今野善行君)

櫻井 勝君。

5 番 (櫻井 勝君)

やはり開閉口があるのであれば、そういったところで一目で分かるような、例えば赤いプラスチック板を網につけておくとか、そういった誰でも分かるような、非常災害時にはそういったところを通行できると一目で確認できるようなものがあればなと思います。

それと、林野火災のとき、どうしても1人、単独行動とかということではできませんので、4人集まったら動くとかそういった消防団員への教育、林野火災発生時に行動マニュアルとか活動マニュアル、そういったものも作成するのが必要ではないかと思いますが、町長、お考えはどうでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず入り口、ゲートの表示を何らか考えたらいいのではないのかというお話をいただきました。一般質問もいただきましたし、その前段階で団長さんとかのほうからも問題提起をいただいた部分もございました。そういった中で、今後やっぱり設置を進めていただく協議会さん等とお話をさせていただく際には、今後、作業を具体的にやっていただける方の中に消防団員の方も多数いらっしゃる中ではあると思いますし、そういった中で水源等々を踏まえてどの場所にゲートを置いたらいいのかねという視点もぜひ協議をしていただきたいということで、今後お伝えをさせていただこうかなという思いをさせていただいておりますのと、あと入り口の指定というところでは、単純な看板というよりは、よく木材の伐採等、測量した際にマーキングするようなピンク色のテープとか、ああいった物を提示をさせていただいたほうが、より災害時は目立つのではないのかなという思いもある中、これまでも設置されているところに関して、追っかけどこまでできるのかという部分がもちろんありますけれども、そういったものを資材としてされてはどうでしょうかというところでの指導といいますか助言は、町としても今後はさせていただきたいなと思ってございます。

あと、消防団の林野火災に関するマニュアル的なところは、私もちよっと申し訳ございません、把握はしておらない中ではありますが、現状を確認をさせていただきながら、必要に応じてそういった面も充実する必要があるのではないかなと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

櫻井 勝君。

5 番 (櫻井 勝君)

ピンク色のテープですね、そういったものでも結構なので、ぜひ一目で分かるような対策をお願いしたいと思います。

要旨3についてですが、電気柵での感電ということですが、2015年静岡県で電気柵

による感電事故が発生し、7人が感電しうち2人が亡くなるという痛ましい事故が9年前にございました。当時からも安全装置の設置が義務づけられていたとのことでしたが、以前電気関係の会社に勤められた方が自作で安全装置が一切ついていないという電気柵を作ったのが原因だったそうです。9年前のことでもありますから、それ以前の電気柵ももちろんあったわけです。注意喚起と周知が当時不十分だった時代もあったのでしようけれども、危険な電気柵が大和町内にもありはしないのか。確認の意味も含めてお伺いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

基本、まずスタンスとして、安全対策として4点挙げさせていただいた項目をもちろん有する施設の購入に対して、あくまでも見積りもお取りいただいた中で、町としても事業費の2分の1という形にはなりますが、今、補助させていただいているということで、新規にご購入いただいている方々はもちろんのこと、そういった規格外の物ではない物をご購入をいただいて設置していただいているんであろうなと思うところではありますが、じゃあそれ以外の方々が非合法的な施設を果たして入れてはいないかということに関しては十分に把握はできておりませんので、見回り等々お願いもしております猟友会の方々なり、様々、協議会の方々等に、イノシシ柵等の見回りをする際に周囲を、確認を例えばいただくであるとか、そういった違法な物がないのかという部分ですね、なかなか行政職だけでは見切れない部分もあると思いますので、そういった猟友会の方々なり協議会の方々のお力もお借りをしながら、常時の見回りの項目として加えられないものか検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

そういった危険な物がないようにお願いします。

電気柵については以上ですが、先ほど言いました消防団員の林野火災時におけるマニュアル、教育ですね、そういったものも含めまして、ぜひ今後団員に、集まったときにいろいろ説明できるようなものがあればなと思っていましたので、ぜひ町で進めていただきたいと思います。1件目、これで終わります。

2件目です。一般ごみの搬出量を減らすために。

一般家庭や事業所からの無駄なごみを減らすため、町としてもっとアピールをしていかなければならないと考える。以下について、町の考えを伺います。

要旨1、ごみ処理の現状を知ってもらうため、月1回、1日2便から3便程度の環境管理センター関連の施設などの見学ツアーを実施してはどうか。

2要旨目、回収したペットボトルやプラごみ等でリサイクルできる物も、汚れや仕分が不十分な場合、燃えるごみとして扱われることになってしまうため、ごみの仕分や出し方などを強く注意喚起できないか。

3要旨目、外国人居住者によるごみの出し方などが問題化していると聞いている。年々増加している外国人向けにクリーンステーションへのごみの出し方や、マナーやルール、分別方法などをホームページでの外国語表記や、動画で掲載するなど、外国人に分かりやすいツールを活用し、周知啓発に取り組む考えはないか。

以上3点、お願いいたします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、櫻井 勝議員の、一般ごみの搬出量を減らすためにのご質問にお答えをいたします。

ごみの減量につきましては、将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的といたしまして、平成13年に施行されました循環型社会形成促進基本法におきまして、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができるだけ軽減される循環型社会の形成に努めるべく、国、地方公共団体、事業者、国民の義務として上げられております。

大和町では、本年3月に作成いたしました大和町第三次環境基本計画におきましても、環境行動宣言の中の重点テーマといたしまして循環型社会をつくることを掲げ、町、町民及び事業者の各主体それぞれの行動について環境に配慮した行動指針として

示すことにより、協働による環境のまちづくりを進めることといたしております。

初めに、1 要旨目の環境管理センター関連の施設見学についてでありますけれども、黒川地域行政事務組合で運営しております現在のごみ焼却施設は、更新後平成30年3月より運転をしております、これまで町内の小中学生をはじめ多くの団体等にごみの減量等を含む環境教育の場として施設見学を受け入れていただいております。施設の見学を通じて、その搬入されるごみの量や、施設内で実施される分別の工程等を目で見て、体感でき、施設に関する説明を受けることができるなど、見学者の環境に対する意識向上の啓発の場としても有効な施設であると考えております。

大和町内における環境教育の場として、運営側の黒川地域行政事務組合と協議しながら、環境教育施設としてどのように活用できるか、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、2 要旨目のごみの分別に関する注意喚起についてであります。

現在、大和町では各地区等で設置をしているクリーンステーションにおきまして、①燃えるごみ、②燃えないごみ、③有害ごみのほか、資源ごみとして4つ目に缶、5つ目に瓶、6として白色トレイ等、7としてペットボトル、8としまして新聞・雑誌等、9としましてプラスチック製容器包装、10としまして紙製の容器包装・雑紙の10分類に分類して、ごみを収集しております。

大和町における一般家庭から排出されるごみの年間総排出量は、直近5年の推移として、コロナ禍の令和2年度をピークに徐々に減少傾向にあります。また、ごみの総排出量に占める資源ごみの割合は、若干でありますが増加しており、町民のごみの分別に対する意識は向上してきていると認識をしております。

町では、ごみ分別に関する意識向上の取組としまして、令和5年度よりごみ収集カレンダーに併せてごみ分別と出し方の毎戸配布、地域環境美化推進の中核として活躍される環境美化推進員を対象とした研修会の実施、広報紙による啓発、環境教育の一環として成人式に合わせて啓発チラシの作成・配布、また来庁者へのごみの分別・リサイクル意識の向上を促す目的を含め、役場庁舎内での使用済みインクカートリッジ回収ボックスの設置等を実施しております。

ごみの減量については、住民の営みが続く限り全国全ての自治体における終わりのない永遠の課題であり、住民の意識に深く関わる問題であることから、特効薬的な施策の展開は難しいと考えております。今後、これまで実践してきた施策に併せ、他自治体の成功例も参考にしながら効果的な施策の研究に努めてまいり、ごみ減量に向けて地道に取組を継続していきたいと考えております。

次に、3要旨目の外国人居住者によるごみの出し方問題についてであります。

町内における外国人居住者の状況につきましては、令和6年4月30日現在、23か国、401人の外国籍の方が居住をされております。内訳につきましては、最多がベトナムの115人、次いでインドネシア81人、次いでミャンマー48人、以下、韓国、ブラジル、フィリピンと続いており、7割以上が東南アジア国籍となっております。町に転入される外国人へのごみの出し方に関する対応につきましては、転入手続の際に、窓口に行き同席される人材派遣会社や就業する企業の方々等にごみの出し方に関するパンフレットを配付をさせていただき、周知をお願いをしております。また、外国人居住者と思われる方のごみの出し方に関するご相談は、ほぼアパートに設置されるクリーンステーションでありますことから、クリーンステーションの管理者であります不動産業者へ周知・指導の依頼を行っているところであります。

町では、ごみの出し方について多言語翻訳が可能なアプリの導入を検討した経緯もございますが、県内で既に導入済みの自治体での成果等を伺うと課題もあることから、アプリの導入には至っていないという現状にあります。大和町においては、今後近隣の自治体も含め国際的な企業の進出が予想され、大和町に居住されます外国人の増加が見込まれますことから、ごみの出し方に限らず、町で発信する情報について技術革新の著しいインフォメーションテクノロジーを駆使しながら、外国人居住者への効果的な周知方法について研究し、多様性が求められる時代でもあり、国籍を問わず共生できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いたします。

議長 (今野善行君)
櫻井 勝君。

5番 (櫻井 勝君)

それでは、1要旨目について再質問いたします。

燃えるごみは、焼却施設で重さが約10分の1になるまで燃やされ灰になるそうです。それが本町吉田地区にある一般廃棄物最終処分場へ埋立て処分されますが、埋立てが開始されたのが2001年だと思いますけれども、現在では全容量の約6割が埋立て済みで、残るスペースが4割しかないと聞いております。こういった危機意識も含め、情報を自分の目で確認し認識して危機感を共有できれば、こういった一般家庭のごみも、あと町内事業者の出てくるごみも、少しずつではありますけれども減っていく可能性

があると思われませんが、町の考えはどうお考えでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

やっぱり町民、住民の皆さんに現場のほうを見ていただくこと、これは本当に有効なお話であろうと思いますので、今現在、小学生なりに見ていただいたりもしておる中ではありますが、実際の一般の、我々大人の方にもご覧いただくことは非常に有効であろうと思いますし、昨年もごみの分別がなかなかうまくいかない中、今、リチウムバッテリーが内蔵されている機械を燃えるごみに面倒だっって入れてしまった結果で、外部から圧力がかかって、昨年度も焼却炉の窯が壊れたという事象が発生しております。加えて、焼却炉内での火災を消火する機能が今までなかったところもあって、皆様の貴重な税金を使わせていただいた中で消火機能を追加させていただいているというのをごさいますし、昨日議会にもご説明をさせていただきましたが、燃えないごみの中に本来は有害物質として出されていなきゃなかったスプレーではないかといわれるものが爆発をして、火災が発生したという現状もありますし、具体的に設備の状況等々ご覧いただくことは本当に有効であろうと思いますので、どういう形で周知をしたらいいのか等々、検討させていただければなと思いますし、いろいろ婦人会さんであるとか、いろいろ地区の行事等々でもお申込みをいただければ幸いではないのかなと思います。よろしくお願ひします。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

私も4月に環境管理センターの視察に行かせていただきまして、何でもこういうごみの捨て方をするのかなとか、あとこういうごみはちゃんと仕分しなければ燃えるごみになってしまうという、自分で感じたことが大きかったので、ぜひ町民の皆さんに見ていただければなと思います。

それで、今まで多くの団体等に施設見学をさせてもらって、受け入れていただいた

とありますが、どういった団体で、どういう頻度で行ってたのかなど。私は月1回ぐらいできればなと思って質問したんですが、どうでしょう。分からなければ分からないでいいです。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

具体には、記録までちょっと確認ができていない現状ではありましたけれども、よく小学生等の課外学習等でご覧いただいているという話、報告は受けております。回数、人数等々につきましては、具体的に情報は今持っておらない状況であります。よろしくをお願いします。

議長（今野善行君）

櫻井 勝君。

5番（櫻井 勝君）

1つの案なんです、仮に行政区の割りで、1月から3月は何々地区の行政の人たちに20人ぐらい集まってくださいとか、次はもみじヶ丘の町民20人に集まってもらうとかこっちからアプローチして、募集というどうしても少ないとか、集めるのに苦労するといったこともあると思いますので、行政区長さんには大変あれなんです、地区から何名とかというのを募っていただいて、それで月1回程度見学ツアーをやってもらえば、各地区にごみ処理場の施設を見学した人が増えれば、ごみの取扱いにも、隣組に「いや、こういうわけでこうだったんだよ」という口コミでも広がるのかなという考えでおります。ぜひ、そういったこともできればやっていただきたいと思いません。

要旨2に入ります。限りある資源の節約と環境負荷の抑制という観点から、先ほど答弁にもありましたけれども循環型社会、不要な物は買わずに廃棄物の発生を抑えるであるとか、まだ十分使える物は廃棄せずに繰り返し使用する、またあと使えなくなった物は原材料や資源として再利用するなど、無駄なごみが出ないようにもっと町全体にアピールをしていただいて、町を挙げてごみを減らす取組をしていく、そんなモ

デル的な町にしていくおつもりは、町長、ございませんか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本当に全国的な課題であり、特にこれからいろいろな企業さん等々集積をしていく中、町内を車で歩いてもごみのポイ捨て等々を含め残念な状況も見える中、ごみの分別、リサイクルはもちろんでありますけれども、そういった美化活動等も含めて、何らか先進的にアピールできるようなことがないのかという部分、今いろいろ検討しているところもございまして、いろいろ健康活動等々も合わせた中で、何らか先進的な取組ができないか、検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

そういったこともぜひ進めて、きれいな町、大和町にさせていただきたいと思います。

3 要旨目です。2027年、大衡村に半導体製造工場が進出、操業するに当たり、本町においても関連企業の進出などで移住される外国人の方が増加すると思われれます。

最初が肝心という言葉がありますけれども、移住された外国人の方がルールを守ってごみ出しをしてもらえるように周知・啓発に取り組んで、またホームページや広報活動に加え、クリーンステーションの中に今日は何のごみだよとか、こういった物は何曜日だよとか、そういった案内看板も外国語表記とかそういった追加設置をする必要があるのではないかなと思っておりますが、どうでしょう。お願いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまのごみの分別方法等の外国語表示の再質問でございました。

これから予想されるというところでは、必ず何らか準備をしなければならないんだろうなと思う中、何の言語が最低限必要なのか等々今検討させていただいておりますのと、加えて紙ベースでの印刷ももちろんであります、どちらかという外国人の方々、今のスマホの関係等々ペーパーレスに逆に精通された方々であろうなという思いもある中、今あるいろいろな多言語のアプリ等も駆使をしながら、効果的な方法がないのかなという部分、今まさに検討中でございますので、またいろいろご助言をいただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

私の住んでいる近くにも、アパートではないんですけども、空き家に外国人の方が何人か、四、五人一緒に住んでいるのかなというところもあります。そういった場所で、やはりごみの出し方にちょっと問題があると言われてまして、何かこう手振りそぶりで教えるらしいんですけども、やっぱり言葉が通じないということで、にこっと笑って頭を下げて行っちゃうというようなそんな状況ですので、ぜひ分かる言葉で伝えられたらなという思いで質問させていただきました。

本町から出される一般ごみの量というのは、大郷町や大衡村に比べますと3倍から5倍の量があると聞いています。ごみ減量化に向けて町民と町が一体となって取り組まなければならないと考えておりますが、第五次総合計画にもうたわれていますけれども、快適な生活環境の維持、向上、豊かな自然とともに暮らすまちづくり、そういったものにもつながっていくと思われま。

最後にですが、ごみが適正に処理され、ごみのない美しいまち、魅力あるまち大和町を実現するために、町長の決意をお聞かせください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、櫻井 勝議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

やっぱり限りのある資源、これを有効に活用をしながら、次の世代に美しいこの大和町の自然の風景と、産業とがマッチしたようなそういった現代的なところに加え、人間の生きることはイコールを食べることでありまして、食の環境も守りながら次の時代にうまく引き継げるよう、これからも注力してまいりたいなと思いますけれども。そのためにもいろいろな世代の方に現状を知っていただき、今あるごみ処理施設等々も長い期間故障なしで使える環境をつくる上でも、現状を多くの方に見ていただくということは非常に有効であろうなと思いますので、そういった内容を共有をしながら、人口が多いからごみが単純に多いというだけではなく、きちんとそういった中では有効的に資源的に再利用できる物はできるという意識を醸成できるようないろいろ努めてまいりたいなと思いますし、先ほどの外国人の方のお話もありました、落合にもご在住なのは認識をしておりました。個別の事象に関して、住民の方でなかなか対応できない部分に関しては行政側がもちろん入って説明をすべきであろうと思っておりますし、行政としても間違いなく多言語化の対応はしていかなきゃないなという思いである中、先週ちょうど国立研究開発で、国の予算で37言語に対応したボイストラというアプリの紹介を受けまして、私もちょっと使ってみたんですが、文字からも翻訳できますし、もちろん音声からでもできますし、どちらの言語からでもできたりする中、いろいろ仕分の方法等のパンフレットを作ったりでありますとか、ご説明等々にも今後利用できたらなということで担当課のほうとも今共有を図っておりますのと、加えて今後の方向性としては、宮城県にも国際化協会、M I Aといわれる団体がございます、いろいろな多言語の方と交流をするような団体があるんですが、そういったところとも連携をしながら、実用的な冊子等々も作って、大和町民、よそからいらっしゃった方々も含めて、循環型の社会ができるよう努めてまいりたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

議長 (今野善行君)

櫻井 勝君。

5番 (櫻井 勝君)

今後、きれいな大和町を実現できるように、私たちも含め、頑張っていきたいと思ひます。

私からの質問を終わります。

議 長 （今野善行君）

暫時休憩します。再開は午前11時とします。

午前10時53分 休 憩

午前11時00分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開いたします。

引き続き、順番に一般質問を行います。次に、1番本田昭彦君。

1 番 （本田昭彦君）

前者の櫻井議員に引き続きまして、最初の一般質問をさせていただきます。温かい目で見守っていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、1件目、本町農業の方向性について。

農業に限らず、多くの産業で少子高齢化に伴う後継者不足が問題となっている。特に農業、農家の高齢化、後継者不足は深刻だと実感しているところであります。本町においても共通する問題だと考えますが、第五次総合計画にもある農業経営基盤の安定化を進める中で、今後経営が成り立たなければ持続可能な農業者は減少するだけであります。

大和町は黒川耕土の一角をなし、山間地から平たん地まで豊かな農地が広がっております。次の世代に引き継ぐために何が必要か、関係機関の指導も踏まえ本町の農業振興の方向性について、以下のことについてお伺いいたします。

1つ目、担い手の育成と確保は。

2つ目、耕作放棄地の現状と対策は。

お願いします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

本田昭彦議員の、本町農業の方向性についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、近年の農業を取り巻く環境は、農業従事者、担い手の高齢化、後継者不足にあり、さらに世界的情勢の変化等による農業用資材、光熱動力費などの高騰、高止まりにより営農条件が厳しい状況にありますことから、農業者の生産意欲の低下を招いているものと考えております。

1 要旨目の、担い手の育成確保については、町では意欲ある担い手に農地集積・集約化を進め、作業の効率化やスケールメリットによる生産コストの削減を図っているところであります。国や県でも、その時局に応じて農業振興の支援施策を実施しており、これら補助金等を希望する農家には採択が得られるよう町及びJA等が協力して事業計画の作成支援を行っているところであります。

また、町単独でもコロナ禍において、畜産農家に配合飼料高騰対策として畜産農家購入飼料支援金、米価下落や農業用資材の高騰対策といたしまして農業継続支援金を交付をし、継続して営農ができるよう支援を行ってきたところであります。集落営農組織や、農業法人の担い手に対しては、転作の推進及び効率的な生産を図るための条件整備として、麦・大豆・そば等の生産のために必要な転作用農業機械購入に対し、県の市町村振興総合補助金を活用した補助、町単独での集団営農用機械整備補助を行っております。集団営農用機械整備補助は、例年3件までとしておりましたが、今年度から5件に増やし助成をすることといたしました。このほか、農地の効率的な利用を促進するため、令和2年度からは水田の畦畔撤去や、均平作業、農道への敷き砂利、用排水路や農業用ため池の修繕に対して農業環境整備事業補助を実施をしているところでございます。現在、吉田金取北地区、沢渡地区におきましては、圃場が小区画で水路も用排水路兼用の土水路でありますことから、効率的な営農が難しく、担い手への委託もかなわない農地となっているため、県営での農地整備事業を進めているところであります。これらの事業によりまして、担い手への農地の集積・集約が図られ、省力化・効率化が促進され、収益性の高い営農ができるものと期待をしております。

担い手の確保につきましては、国の新規就農者育成総合対策等の就農支援制度を活用し、次世代を担う農業者になることを目指す認定新規就農者2名に対し、早期に営農が確立できるよう資金支援のほか、仙台農業改良普及センターやJAと連携をして栽培指導等を行っているところであります。今後も制度を活用しながら、就農希望者の相談等を行っていきたいと考えております。

次に、2 要旨目の耕作放棄地の現状と対策はについてお答えをいたします。

耕作放棄地対策につきましては、毎年町農業委員会が実施をする農地利用状況調査及び水稻作付実施計画書に基づく町及びJA職員による転作現地確認の際にも、自己

保全農地の状況を確認しており、不作付地につきましてはその程度に応じて、いつでも耕作可能農地の「良好」、少し手を加えれば耕作可能農地の「A判定」、耕作可能とするには相当な労力を要すると思われる農地の「B判定」の3段階に判定をし、その後所有者に対し今後の利用意向を確認をしているところであります。B判定の農地につきましては、所有者の意向があれば非農地とすることも必要と考えております。

また、現在、地域計画策定において協議の場を設け地域の状況を把握しているところではございますが、その策定において農業上の利用を行う区域と、農業生産利用に向けて様々な努力を行っても農地として維持することが困難な農地など、保全等を進める区域にゾーニングをすることが必要になる場合もありますので、その状況を見定め、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

今後の農業につきましては、国の食料・農業・農村基本計画に沿った内容での農業、農村振興を図ることが重要であります。町としましても適宜に応じた対策を講じてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長 (今野善行君)
本田昭彦君。

1番 (本田昭彦君)

ご回答いただきまして、それについての質問をさせていただきます。

1 要旨目の、担い手の育成・確保というところでございますが、担い手の位置づけといえますか、考え方として、認定農業者だったり農業法人、あるいは生産組合という、町としてのそういったところの位置づけを担い手という位置づけとしているのかというところを確認をさせていただきたいと思っております。

議長 (今野善行君)
町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

主たる担い手という中では、認定農業者の方々、農業法人さんらが主たる担い手であろうとは思っております。

議長（今野善行君）
本田昭彦君。

1 番（本田昭彦君）

担い手、やっている人はみんな担い手だという捉え方を私はしております、田んぼを維持していく、水田、特にですね、農地、今いろいろと、半分近くの作付にとどまっていますし、食料の消費量、毎年8万トンぐらいつ減っているという数字が出ていますけれども、主食用米というかが8万トンでありますけれども、広い意味で考えたときに穀物という考え方であると、家畜の飼料だったりそういったところも含めると全然足りていないのが現状だと思っています。大豆にしてもソバにしても、最近では飼料用のトウモロコシとかそういったところも栽培していますけれども、家畜の飼料はやっぱり輸入に頼っている。ご存じのとおり円安もありますし、海外の紛争もありますし、そういったところで主食用米だけじゃなくて、穀物全体の数量ということから考えていかないと、人が食べる分だけを考えていくのでは、作付しないところがどんどん増えていくと思っております。

そこで、いろいろと町も支援をしていただいて、畦畔取ってならしたりとか、そういったところで、基盤、圃場の整備とかそういったところもやっていただいているようでありますけれども、今ご答弁の中にもありましたけれども、吉田地区2地区で県の圃場整備事業が進んでいるというところでもありますけれども、それに限らず条件の悪いところとか、作付していてもやっぱり落差があったり、面積が小さかったりとかというところがまだまだあると思っています。なのでやっぱり、こういう担い手とかそういった方々に維持してもらうには、やっぱりそういう圃場条件というのは大事になってくると思っていますので、その辺、吉田金取、沢渡、その次も申請的なものは上がっているのかもしれませんが、引き続き順次、相当古い圃場整備のところもあって、1反歩だったり2反歩だったり、そういったところもまだまだ、古い時代に整備したところもありますので、そこももう一遍見直しをして、そういう圃場条件も整えていかないと、なかなか担い手が育っていかないんじゃないのかなと思いますけれども、その辺のことについて町長の考えは。

議長（今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

確かに、担い手の方が耕作を契約していただけるかどうかという意味で、やっぱり圃場の条件、非常に重要であろうと思います。加えまして、圃場条件に入るかも分かりませんが用水路、排水路等々整備されている状況がどうなのかという部分、一つの大きな作業の効率性等々を考えたときにも、大きな要因になると思っております。町としましても、先ほどのご回答では吉田の金取北、沢渡地区の件をお話をさせていただきましたが、そのほかの落合地区等々からも広く再整備をしたいというご意向もいただいておりますので、町としましても全力で応援をしていきたいと思っておりますし、国の補助を頂く上では営農者の方々の同意が何%取れるのかというところ、その点も非常に重要になってくる部分もございますので、営農されている方、またはその地権者の方々等々にもその点に関してはお話をしながら、応援してまいりたいと考えてございます。

議 長 （今野善行君）

本田昭彦君。

1 番 （本田昭彦君）

前向きなご回答をいただきました。先ほども話しましたけれども、話したというか、町の整備、単独でやっております環境整備補助金、今、畦畔取っ払ってならして、それで補助金額が50万円以内、事業費の半分で上限が50万円ということで、水路については上限が100万円で事業費の3分の2以内ということでもありますけれども、落差がそんなにないところはもう簡単にできるんだと思いますけれども、20センチ、30センチ、例えば、四角い田んぼでも20センチ、30センチ、それを畦畔取って平らにならすとなると、この予算、耕作者の負担が大分大きくなって、やっぱり二の足を踏むと思うんですね。その辺、限られた予算ですので、すぐには分かりましたという話にはならないと思いますけれども、将来的にそういった、先ほど言ったような圃場整備がちょっと難しい地区とかは、そういったところも圃場整備、圃場というか環境の整備という面では、補助が大きければやりやすくなるんじゃないかなと思いますので、もう少し補助率を上げてもらうというようなことも考えていってもらえればなと思ってございます。

それと、やっぱり今集積、いろいろ頼む人、頼まれる人、いろいろあると思っております

けれども、よくあるのがばらばらというか途中で抜けて、連続してというのはなかなか難しいんですけれども、その辺で農地の流動化をやっぱり進めないと、圃場の整備もなかなか難しいですし、やったり取ったりというとあれですけれども、流動化してその上で集積といったようなことを考えていかないと、なかなかそれ以上増えていかないんじゃないのかなと思っていますけれども、その辺についての町長の考えがございましたらお願いします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

やっぱり、耕作する農地が点在するよりは集積していたほうが何かと作業効率ももちろんいいのも当然でありますし、そういった考え方の下にこれから整備が進むよう、いろいろと地権者の方、耕作者の方のお話も伺いながら進めてまいりたいなと思いますけれども、まさに今年が全体的な地域計画をつくる大事な年となっております。営農者個人、地権者個人で直せる範囲じゃないところを国の補助を受けて圃場整備ができないのか等々含め、地域計画を策定する段階におきまして、担当課のほうからまた何度もいろいろな地区を回らせていただくかと思っておりますので、その中でいろいろなニーズ等々伺いながら、今後の施策検討にも生かさせていただきたいと思えます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

来週ぐらいからですかね、転作の確認等々始まると思いますけれども、そういった管内回って歩く、状況を見て歩くというのは一番いいのかなと思いますので、そういった意味も含めまして現状をしっかりと把握して、これからの施策に反映していただきたいなと思っております。

2要旨目に入らせていただきます。多分、1つ目と2つ目、ほぼほぼ関連するこ

とになってくるかと思いますがけれども、耕作放棄地、先ほども言ったように条件の悪いところがやっぱり耕作放棄地、作付できないところになってくるんだと思いますけれども。先ほどの町長のご回答の中でB判定のところは非農地にしてもいいよとか、あとなかなか農地として難しいのはゾーニングしてというお話もありましたけれども、なかなか農業振興という観点からすると大分後ろ向きな話になってくるんじゃないかなと思います。やっぱり条件の悪いところを、沢の田んぼを1町歩田にしろというような、そういうところではないんですけれども、機械作業ができるくらい、それぐらいの整備が必要と、先ほども言いましたけれども食料という考え方にすれば、やっぱり農地は維持していかななくてはいけないんじゃないかなと思ってございますが、その辺の町長の考えはございますでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

先ほど本田議員がお話なさっておったとおり、主食米だけがもちろん食料ではなくて、家畜用の餌、昨日あたりも大分大崎市のほうでトウモロコシが有望であるというような内容でニュース報道もされておったようでもありますけれども、そういった意味で、総合的な食料という意味でも非常に重要であろうと思いますし、地球の温暖化を考えた段階でも、どんどん食料が、なかなか栽培できなくなっていくエリアが今後増えていくだろうという中では、食料を作れるエリアという意味では世界的にも重要な場所であろうと思いますので、でき得る限り維持していく方法がないのかなというのはもちろん模索していくべきであろうというふうに考えてございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

本田昭彦君。

1 番 （本田昭彦君）

農地が農地でなくなると、やっぱり後々影響してくるんだと思うんですよ。近々、5年、10年じゃなくて、その後というか。この辺だと働き口が大分あって、兼業農家もだんだん離農していくというようなところもあると思いますけれども、やっぱり自

然も含めて農地というのは守っていかなくてははいけないし、水田は特に防災機能もございいますし、そういったところも含めて総合的に考えて、この農地というものを守っていかなくてははいけないなと私はそう思っているところでございます。

今いろいろ、1つ目にもかぶるかもしれませんが、今いろいろ最先端技術、AIとか、IoTとかいろいろ農業分野もあってですね、スマート農業というところで、今どきはやっているのは乾田直播とか、種まきしないで直接田んぼに種まいたりとか、あるいはドローンで種まいたりとかそういったところで、やっぱり農業の分野においてもそういうデジタル化という部分が出てきていますし、まだそんなにいっぱい普及はしていませんけれども水を張らなくても米を作れる、そういったような、昔のというか、陸稲、おかぼみたいなやつ、菌を混ぜて、水が極力、降雨だけでもほぼほぼ収穫できるというようなそういった技術もこの頃出てきていますし、そういうものが普及するのであればやっぱり条件の悪いところ、水路のないところも、水張りの問題もありますけれども、そういったものも回避できるのかなと思っております。そういうことで、農地というのは守っていかないと、一旦農地外してしまうとまた農地というのはなかなかできるのか、難しいのか、その辺も詳しくは分からないですけれども、そういった今いろいろ技術がありますので、その辺もいろいろ勉強しながら、私もやっていきたいなと思っておりますので、町としてもその辺も勉強していただいて、機械購入とかいろいろそういった補助とかというのものもあるんですけども、それを使いこなす、今自動運転とか、人が乗ってなくても田植えとか耕起とかできるとか、コンバインもそうなっている、恐ろしく高い機械ですけども、そういうところもありますので、ハードだけじゃなくてそれを使いこなせるようなソフト面というか、技術的な勉強だったり、そういったところも併せて指導、補助してもらえればなと思いますので、その辺のことについて、町長、今の話を聞いてご意見あればでないな、お考えがあればよろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

今、貴重なお話もいただきました。水もあまり使わない中で水稻の作付が、栽培ができるようなやり方でありますとか、あるということで伺いました。そういった意味でも、どうしても実際に作業されている方、比較的やっぱり作業に注力する局面が多

いんだろうなという思いもある中、いろいろな技術的な進歩、そういったところを客観的に捉えて、こういうやり方もあるんじゃないですかというような営農的な指導をする立場というところでも、役場の担当者のほうがそういった関わり方も一つの関わり方として重要であろうと認識をいたしましたので、そういった先端的な技術の動向も見据えながら、研究をさせるよう努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 (今野善行君)
本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

前向きなご回答いただきまして、よろしくお願ひをいたします。

4月末でしたか改正、食料・農業・農村基本法が改定されまして、これから、具体的には中身はこれからと思っておりますけれども、その改正法に沿って具体的な施策ができましたらなるべく早く、こういうことはスピード感が必要だと思いますので、どうしても国の補助事業だったりとか、出てきてすぐ締切りというのが往々にしてありますので、その辺のアンテナも十分張っていただいて、農業振興に努めていただければなと思います。

1件目の質問は以上にさせていただきます、2件目に入らせていただきます。

吉岡西部土地区画整理事業について。

吉岡西部土地区画整理事業につきましては長い準備期間を要しましたが、3地区に分割し、先行しA地区が令和5年度に工事が着工され、工事着工前の周辺地域の状況と現在の状況では短期間にもかかわらず大きく変わりつつあると認識をしております。以下のことについて町長のお考えをお伺ひいたします。

1つ目、造成工事に関する企業などからの問合せ状況は。

2つ目でありますが、今後のB地区及びC地区への対応は。

よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)
答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

では、続きまして吉岡西部土地区画整理事業についてのご質問にお答えをいたします。

吉岡西部土地区画整理事業につきましては、平成8年の土地区画整理事業準備委員会発足後の平成9年には開発計画等が近々具体化する見込みである地域といたしまして、宮城県より市街化区域編入に係る特定保留地区に位置づけられましたが、平成15年に宮城県より事業変更の根拠が不明確との指摘を受けまして一般保留地区に変更され、その後世界的な経済不況等による需要見込みの低迷によりまして、平成22年には一般保留地区から外れることとなりました。その間も、準備委員会や宮城県との協議を重ね、宮城県からは事業の実効性を確実にするため計画区域を分割する手法を打診をされ、地権者の皆様との協議の結果、A地区約30ヘクタール、B地区約15ヘクタール、C地区約12ヘクタールの3分割とし、さらに区域内の土地利用を住居系から工業・流通系に変更するなど様々な検討を行いました結果、平成29年に再度一般保留地区に位置づけられ、令和4年に市街化区域への編入及び区画整理事業の認可がされまして、現在事業推進に邁進しているところでございます。

それでは、1 要旨目の造成工事に係る企業などからの問合せ状況はについてのご質問でございます。

吉岡西部土地区画整理事業の整備計画では、保留地としての流通・工業系の面積は約13ヘクタール、そのほか公共用地等の面積は17.4ヘクタール、合わせまして区画面積約30.4ヘクタールとなっております。令和4年9月の事業着手以来現在までに事業地域への進出意向の申出をいただいております企業は数社ございまして、各企業が希望されております面積を合計いたしますと、工業系保留地面積を上回る状況となっており、大変ありがたいことと感じております。今後、造成工事の進捗に伴いまして保留地処分金等の確定見込額を見据えながら、各企業様と協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、2 要旨目の今後のB地区及びC地区への対応はについてのご質問でございます。

前段で回答をいたしましたが、平成8年当時は3地区合わせての計画といたしておりましたが、事業の確実性等を見据えまして計画区域を3分割したものであります。今回、A地区の事業化に伴いまして各企業様からの問合せ等が多数寄せられている状況の中、昨年10月に台湾の半導体受託生産会社の企業が第二仙台北部中核工業団地へ進出を発表されるなど、当地区を取り巻く社会情勢は当時とは格段に変化しておりますことから、宮城県をはじめとします関係機関と情報の共有を密に行いながら、事業

推進の方策等をこれから検討してまいりたいと考えてございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 (今野善行君)

本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

町長のご回答について幾つかまた質問をさせていただきたいと思えます。

1つ目の造成工事、今一生懸命やってもらっているところでもありますけれども、その中で黒川消防署がもう建設が始まっているというところでもありますけれども、企業からの問合せ、今いろいろあって面積を上回るような問合せをいただいているといったところでもありますけれども、保留地だけの面積といいますか、地権者に換地するものにも工業用地に換地というところもありますので、あると思えますけれども、その辺合せた数字というか面積でその申込みがいっぱいなのか。換地になる部分というのはそんなに多くはないと思えますけれども、保留地の部分だけの面積で問合せを超えるような数字なのかというところをちょっと確認をさせていただきたいです。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、事業区域の面積でありますけれども、全体として約30.4ヘクタールございます。その中で流通・工業系として今考えておる面積が約13ヘクタールございます。残りの14.7ヘクタールにつきましては、その他の道路でありますとか、あと住宅系でありますとか、公園の部分でありますとか、調整池でありますとか共有部分の用地ということになりますけれども、超えているという部分は流通・工業系の面積13ヘクタールに対して今超えているという状況でございます。

議 長 (今野善行君)

本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

私の聞き方がよくなかったのか、この13ヘクタールの工業用地の面積の中にも、地権者の換地の部分が入っているのかと。保留地だけなのか。入っていますか、分かりました。超えているということでもありますけれども、問合せ、図面を見させていただいて、当初の道路になる部分がなくなって、区画が大きくなったりとかそういったところは、問合せに応じて変更していったものなのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

基本的には、2分割で道路で仕切ってということで当初計画しておったところに対して、プロポーザル方式でいろいろ土地の利用等々申込みをいただいた中で、一体として建物を整備したいという要望がある会社さんがあった関係で、一部道路をなくして広く検討しておるといふ状況でございます。

議 長 （今野善行君）

本田昭彦君。

1 番 （本田昭彦君）

ということは、ほぼほぼ決まりだと。問合せをしている会社でほぼほぼ、あとはこまいとか、金額的な面のすり合わせはあると思いますけれども。もしそこが契約にならなかったら、そんなにでっかい区画は要らないというところと契約になった場合はまた道路をつけるんでしょうか。お願いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

広く欲しいという会社さん、1社さんのみではございませんので。ただ、そのまま計画的に実行できるのではないかなと考えてございます。

議長 (今野善行君)

本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

分かりました。数社あると、面積必要な。じゃあ足りないということになりますね。分かりました。

整備する中で、今土盛りをして、消防署は始まりましたけれども、中に、区域内に移転をしなくてはいけない地権者さんもある。区域内に当然移転を、そうでない方もいるかもしれませんけれども。区画整理の地内に移転をする。早々に住宅用地というか、そういったところも整備も進めていっているんだと思いますけれども、またあわせて、移転する地権者さんともお話をしながら進めていると思っておりますけれども。例えば、移って家を建てました、周りに何もないので風当たりが相当強い。工業用地からの砂ぼこりとか、今もそうですけれども、風吹くと大分越えて、二丁目、三丁目辺りも飛んできている状況もございますので、工場が建って、家も建ってとなるとやっぱりその辺の土というか、そういったところも少なくなって飛散する土の量も減ってくるんだと思いますから、先行しなくちゃいけないところというのはどうしてもあると思いますけれども、なるべく早くそういう環境、あまりよくない環境から脱せられるように、本当は「はい、どうぞ。ドンッ」となれば一番いいのかもしれないんですけども、その辺も念頭に置きながら進めていただいて、また盛った土の上に、ちょっと話的に聞いたんです、耳に入ったんですけども、砂地に家建てて大丈夫なのかと、大丈夫な工事をしているはずなので大丈夫なんでしょうけれども、片や大雨降ると型が崩れていたり、そういうところを見ると、やっぱり建てる人は、移転する人は不安になっているところもありますので、その辺もきちっと、これからのお話しの中で説明を、しているとは思いますが、そういった声があったので、その辺も含めて対応していただければなと思ってございます。

2 要旨目に入らせていただきますけれども、先ほどのご回答にもありましたけれども、問合せも大分あってということで、B地区は大体15ヘクタールなのでA地区の工業用地とほぼほぼ同じような面積、C地区につきましては県道の北側ということでこれは北四番丁大衡線、吉岡大衡工区でしたっけ、その絡みも出てくると思うんですけども、先ほど言ったように大きな会社が隣の村に来る、関連した会社あるいは従業員、そういったところの考え、人が大勢来るということを考えれば、もう速やか

に次に移ってB地区、C地区とやっていかななくてはいけないんでないのかなと思って
ございますけれども、その辺の町長のお考えはいかがでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの本田議員からの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本当にこれまでにない、宮城県内でも最大の投資がこの第二北部工業団地のほうになされるわけであります。そういった意味では、この機を逃すことのないよう、将来に向けて好機として、チャンスをつかめるよう取り組んでまいりたいなという思いでありますけれども。特に、B地区に関しては積極的にまず進められるよう、今いろいろと検討しておるのが現状であります。C地区につきましては、様々頓挫して以降、いろいろな土地利用等があって、いろいろな工作物が建ったりいろいろしている関係もありますので、そこはちょっとまだ慎重に考えなければならないなという思いでありますけれども、その他のエリアも含め、台湾の半導体会社さんの取引先さんの進出等の意向調査、以前からお話しさせていただいているとおり、今まさにやっている現状でもございますので、6月末で約3,000社からの回答を得る予定でございます。その中から進出意向のある方々を1社1社どのぐらいの面積で、どの辺のエリアにという部分もお話を聞きながら、先行する形で編入できるエリアは編入できるよう、加えて有効な農地は農地できちんと守れるようという意味で、工業用地にする部分、農業用地で押す部分、本当にまさにゾーニングをどう考えるのかというところも含め検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 (今野善行君)

本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

当初、吉岡西部が始まったのが平成8年と回答にありましたけれども、要望書を出したのが平成2年で、町に要望して、それから8年に準備室ができた。本当に長い年月がかかっております。地権者さん、最初盛り上がり、駄目なんだとやと言われてガクッときて、あそこB地区は田んぼがほとんどで、住宅もありますけれども、あそ

こぼこぼ耕作不作地が多いところで、田んぼも5アールとか3アールとかうんとちっちゃいところがあって、誰も受け手もないし、自分でやるの人もいないので、ほぼほぼ不作地になっているところが多いんであります。加えて、前の話があってB地区の人、一回は同意をしているわけですよ、この事業を進めるのを。なのでやっぱり次にB地区に入りますということになれば、地権者の同意はすぐに進めるような状況にあるんだと思いますので、やっぱりスピード感持ってやっていただければなと思いますし。またC地区については町長もおっしゃったように、なかったものが建ったりとかいろいろあって、農地だけではなくなくなったというところもありますので、その辺の線引きを見直しても、やってもいいのかなと私は思っていますので、ちょうど県道からちょっと高台になりますので住宅地には最高なのかなと、水害もなく、そんなことも思っていますので。その辺についても前向きに考えていただければなと思いますし、今のB地区の話、スムーズに行くんじゃないかなという思いは、町長はどういうふうに思っておられますか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

B地区の方、そうですね、残念ながら当初の計画をされた方々がお亡くなりになられて、新たな相続をされた地権者の方がいらっしゃるところもあるやに伺っております。今回のいわゆる西部のA地区と同じような形態での開発ではない形になるかも分かりませんが、いずれにせよ一度ご理解いただいた方々、ご説明は比較的しやすい部分もおありになるんだろうなと思いますけれども、町のこれから先の50年後、100年後のためにも、あのエリア非常に大事なエリアであろうなと思いますので、そういった意味では町も新たに組織づくりもさせてもらいながら、令和8年、9年、そのあたりに利用できるかできないか、そこが非常に大事なタイミングだろうと思いますので、スピード感を持って思い切ってそこはできるよう努めてまいりたいと思いますので、加えて移転等される方々が生活にご不便にならないよう、そういった点も忘れることなく、対応策を適切に考えさせてもらいながら、あのエリアを一带として進めてまいりたいと思っております。ぜひ、地権者の方々といろいろつながりが強い本田議員でもありますので、お力をお借りする局面も出てくるかも知れませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 (今野善行君)
本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

前向きなご回答ありがとうございます。いろいろやることは多いと思いますけれども、ほかの自治体も大分一生懸命やっておりますので、出遅れることなく頑張りたいなと思っておりますので、我々も一生懸命お手伝いをさせていただきたいと思っております。

この辺で、私の質問を終わらせていただきます。

議 長 (今野善行君)

以上で本田昭彦君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午前11時59分 休憩

午後0時59分 再開

議 長 (今野善行君)

再開します。

引き続き一般質問を行います。8番犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

午後のお疲れのところ、よろしくお願いたします。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1件目、メールでの認知症の人の見守りネットワーク事業の導入をでございます。

高齢化の進展に伴い2040年には全国で約953万人、65歳以上の約4人に1人が認知症との推計が出ています。2060年には、軽度認知障害を合わせるとおよそ3人に1人が認知機能に関わる症状があることとなります。認知症は誰もがなり得る身近な病気であり、認知症の人の中には道に迷いやすくなったり、今いる場所がどこなのか分からにくくなる場合があります。そこで、認知症などにより行方不明になった際の早期発見・保護を目的として、事業所や住民の方などに行方不明の発見協力をお願いする

ネットワークを構築するための方策が必要と考えます。

仙台市で実施している認知症の人の見守りネットワーク事業は、認知症などで行方不明になったとき家族や発見した人が警察や町に通報、届出をすると、協力する関係機関にメールで一斉に行方不明者情報、身体的特徴や服装などが伝えられることで即対応することにより、早期発見、早期保護につながる仕組みであります。以下の点について所見をお伺いいたします。

1、本人が望む社会参加を続け、認知症になっても地域で元気に暮らし続けられるようにするため、認知症の人の見守りネットワーク事業を早期導入してはいかがでしょうか。

2、導入する場合、協力機関を多くすることはもちろんであります。認知症サポーター養成講座の受講者にも協力を求めていますでしょうか。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、犬飼克子議員の、メールでの認知症の人の見守りネットワーク事業の導入についてお答えさせていただきます。

我が国では、総人口の減少が続く一方で高齢者人口は上昇を続けており、今後も増加していくと考えられております。町におきましても例外ではなく、着実に高齢化社会が進展すると見込まれておりますことから、医療・介護・福祉の連携や介護予防、生活支援の充実、地域での活動の活性化等、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が続けられるよう、関係機関と連携しながら事業を推進しているところでございます。

初めに、1 要旨目の認知症の人の見守りネットワーク事業を早期に導入してはについてお答えをさせていただきます。高齢化社会の中で認知症はとても身近なものであり、2025年には高齢者の5人に1人が認知症とも言われております。令和6年1月には認知症基本法が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進すると定められ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会、共生社会の実現を推進するものでございます。

認知症の見守りにつきましては、徘徊等の心配がある方のご家族が警察に事前に情

報を登録することで、不明者の届出があった際に警察から管内の役所や公共交通機関等に連絡して早期の発見を目指すSOSネットワークシステムがございますので、機能的に活用できるよう周知を図ってまいります。

また、高齢者の見守りに関する協定を5事業者と締結をし、さらに毎年認知症サポーター養成講座と、活動促進のフォローアップ講座、座談会を開催するなど、住民同士の声のかけや見守りを行うことで、認知症になっても安心して生活できる地域福祉の環境構築に努めているところでございます。また、多くの方に認知症に関心を持っていただけるよう、8月にまほろばホールで若年性認知症を発症した方がモデルの映画「オレンジランプ」の上映を企画をしております。今後も多くの方が認知症を正しく理解し、見守り、支え合える地域を目指して、町に必要となる施策について検討を重ねてまいります。

2 要旨目の、導入する場合、認知症サポーター養成講座の受講者にも協力を求めているにつきましては、町では平成21年から認知症サポーターの養成を開始し、延べ1,530名の方に受講をいただいております。また、サポーターが地域で活躍していただけるようフォローアップ講座や座談会を開催し、認知症当事者の生の声を聞いたり、サポーター同士が交流をして情報交換や活動を考える機会をつくっております。町といたしましては、今後も認知症サポーターを養成いたしまして、地域での支え合う意識と見守りの目を増やし、身近な人や自分が認知症になっても温かいサポートのある大和町になっていくよう、ともに考え、サポーターが活躍の場を広げられるよう、共生力のあるまちづくりを進めてまいります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

再質問させていただきます。

宮城県において65歳以上の高齢者の状況ですが、65万4,169人いるようであります。高齢化率は29.1%。大和町では65歳以上は6,618人で高齢化率は23.6%となっております。厚生労働省の資料によりますと、2025年には、もう来年ですね、来年には65歳以上の5人に1人、ご答弁にもありましたが5人に1人が認知症のリスクがあり、全国で約700万人が認知症を発症すると推測をされておりました、またこの中の徘徊り

スクは20%ぐらいになるとの予測があります。65歳以上の5人に1人、大和町の6,618人中5人に1人と推測すると約1,100人が認知症で、徘徊が20%になりますと約200人ちょっとが、それぐらいのリスクがあると考えられると思います。認知症で方向不明になるのは、比較的軽度の方が、体力もあることから出かけた際に迷ってしまうということでもあります。

ご答弁の中の、警察を含めたSOSネットワークは、警察から管内の役所や公共交通機関等に連絡して早期の発見を目指すSOSネットワークシステム、これを機能的に運用できるように周知を図ってまいりますというご答弁でございましたが、このSOSネットワークシステムは限られた人数での検索であると思います。今回の質問をさせていただいたこのメールでの見守りネットワークは、本町の認知症サポーターの養成講座、延べ1,530名の方が受講しているとありますが、このサポーターの登録をした人、協力をしますという、協力をしたい人が事前に登録をして、あと万が一方向不明のときに一斉にその方々にメール配信をして検索を協力していただくシステムでございます。このように、限られた人数ではなく多くの方々に協力をしていただくべきと考えますが、町長この辺はいかがでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

人数的には、ちょっと手持ちの資料がちょっと違うのでほぼニアリーイコールでありますけれども、ご承知のとおり今65歳以上の方、6,600名以上の方が65歳以上になられておる中であります。加えて、より多くの方にとということで、万が一の場合というお話でありましたけれども、仙台市のこのネットワークシステムも一部警察で、宮城県警でやられているSOSネットワークシステムと一部かぶっているところがございまして、今現在、メールの登録もちろん大事ではあるかと思うんですが、このSOSネットワークシステムを使いますと警察からの連絡を受けて防災無線等でも広く皆さんにお知らせをできる仕組みになっておるところがございまして、どういう媒体でやったらいいのかな、そういう体制をつくったらいいのかなという中で、まず今県が率先してやられているこのSOSネットワークをまず周知を図ったほうが比較的広がりやすいのではないのかなという思いで、今、回答させていただいている次第であ

りますが、どういう媒体がいいのか、これからまたいろいろと検討してまいりたいと思います。

議 長 （今野善行君）
犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）
防災無線で呼びかけをするということでございましたが、ちょっとこれは通告外になってしまうと思うんですが、日曜日にある地区のレクリエーション大会に行ったときに、防災無線がやはり聞こえないという、何度も私も一般質問でもさせてもいただいているんですが、やはりすごくいいこの防災無線なんでありますが、その辺もちょっと今後、今回は触れませんが、そういう声もありました。すみません。

それで先日、認知症の特別番組が放送されていまして。全国で行方不明者は1万8,000人に上るそうでありまして。2022年のデータでありまして、この1万8,000人の行方不明の中で亡くなられた方が451人いらっしゃるそうでありまして。さらに、284人が所在を確認できていないそうでありまして。届出を出されていない人を含めるとさらに多いのではないかと言われておりました。認知症で行方不明の届出を出されたのは10年で倍増しているそうでありまして。大和町での認知症による行方不明の届出はどれぐらいあるかは、ざっくりでも分かれば教えていただきたいと思います。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
具体的に警察署のほうに何名ぐらいという数字は、残念ながら今現在持っていないところでありましたので、後日また確認をさせていただきたいと思います。

議 長 （今野善行君）
犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）
具体的にはないということでございますが、本町の高齢者人口でありまして、65歳

以上が6,618人、75歳以上が3,218人、80歳以上が2,171人で、高齢化率は県内で富谷市に次いで大和町が低いわけですが、この65歳以上の世帯、私が調べたのはちょっと数字が違うかもしれないんですけども、65歳以上の2人の世帯が803世帯、高齢者のみの独り暮らしが676世帯と、私の調べた資料ではありました。この独り暮らしや高齢者世帯は、町ではどのように見守りをされているのか、お伺いしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

多分、確認いただいた時期のずれなんだろうなと思いますが、私の手元にあります令和6年3月31日時点の数字でいきますと、町内在住の65歳以上の高齢者の方の、まずお独り暮らしの世帯が1,261世帯ございます。お二人世帯、お二人で住まれている方が1,003世帯、65歳以上の方3人以上でお住まいの方が74世帯ということで、トータル的にといますか、もう一つは高齢者の方ともう少し若い方も含めた方と同居されている世帯がそれに加えて1,945世帯という数字でございまして、全て合わせますと4,283世帯ということになってございます。

今現状やらせていただいております65歳以上の独り暮らしの方に向けた事業といたしましては、まず一つ、安心コールセンターの事業がございます。そのほか、配食サービスということで、独り暮らしの方に週に1回から3回程度の昼食のお弁当のご提供をさせていただいておりますとか、あとそのほか寝具乾燥・消毒サービスでありますとか一部生活の援助させていただくようなサービス、加えてなかなか、草取り等、いろいろ家事的なところもお一人でできない方もいらっしゃる中、自己負担はある中ではありますけれども、軽度の生活援助事業としまして家の掃除でありますとか、片づけでありますとか、そういったこともお手伝いをするような事業等々が、今現在進めさせていただいている事業となります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

私の資料の、ちょっとかなりの倍ぐらいの、独り世帯が1,261世帯、すごい方がお一人で住まわれている、また二人世帯が1,003世帯、すごい人数の方々が、本当にお一人で住まわれている、ちょっと……、知り合いの方もやはりちょっと、何人かやはり認知機能が大丈夫かなという人が一人で住まわれているので、やはりしっかりと町としての見守りも行っていたきたいなという思いであります。

仙台市では、認知症の人の姿が見えなくなったとき家族からとか、また民生委員さんなんですか、そういう近所の方とかの依頼を基に、協力者宛てに情報を一斉にメールで送るメールでのSOSネットワーク事業を行っております。メールを読んだ人はできる範囲で検索に協力して、無事に帰れるよう、また早期に発見できるよう支援するこの仕組みがございます。先ほどの答弁でも、警察のSOSネットワークを周知していくという回答でございましたが、やはり限られた人数での検索よりも多くの方々に、これだけ多くの方々が1人で、また2人で住んでいる、また若い息子さんとか娘さんとか一緒に住まわれていると思うんですけれども、日中は1人でいっしょの方も相当いっしょだと思います。こういう方々が今後行方不明になったときに、いつときでもやはり早く発見できるようにするためのこの仙台市のような仕組みづくりを考えるべきと考えますが、この辺はいかがでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまのご質問に再度お答えをさせていただきたいと思っております。

仙台市のやり方も、県警でやられてるSOSネットワークのほうも、ご本人の同意があつての申込みということになるかと思っております。独り暮らしの世帯の方、より隣近所の方とお付き合いをしていただく環境がないと、なかなか出歩かれても、または家にいっしょにいないというのも、じゃあ誰が発見するのということを、どのタイミングで発見するのということを考えますと、やはり隣近所のコミュニティーの厚さ、深さというのが非常に、高齢者福祉を考えても重要であろうなという思いがございます。そういった中では、登録されているサポーターになっていただいている方はもちろんであります。万が一検索する場合にですね、登録をされていない不特定多数の町民、

ほぼ全ての方々に行き渡る、確認をする方法という意味での防災無線、これももう少し有効なんだろうなという思いがある中ではありますが、一部その防災無線がなかなか聞こえなかったというお声もいただく部分もあります。携帯電話から、再度内容を確認するという機能も中にはございますので、そういった機能もお伝えをしながら、いずれにしましても間違いなく高齢化社会、ここは避けられない問題であろうと思う中、何らかそういった助け船になるようなそういった仕組みは必要であろうなと思いますので、まずは、現状の県警での取組を参考とさせてもらいながら、他市町村の動向も有効であるのかどうかこれから検討はしてまいりたいと思います。

以上であります。

議長（今野善行君）

犬飼克子さん。

8番（犬飼克子君）

言葉尻をつかまえては悪いんですけども、そのレクリエーション大会に、これも通告外でちょっと今回の質問には合わないんですけど、携帯に聞き逃しの、登録した人に防災無線が入ってきますよね、携帯の登録した人が。これが四、五十人いらっしゃる中で、これ使っている人いますかといったら1人しかいなかったんですね。ぜひこれも周知を図るべき、ガラケーで私も登録していたんですけども、スマホに換えたときに登録していなかったんですね。結構こういう方もいらっしゃると思うので、これもちょっと周知、再度図られたほうがよろしいかなと思って、研修を受けたときに思いました。すみません、本題に戻ります。

ご答弁にございましたが、認知症基本法が今年の1月に施行されました。2025年、来年に700万人、5人に1人に達するこの認知症の増加がございます。誰にとっても身近な問題となったこの認知症に対して、また国とか自治体のみならず国民全体で認知症と向き合うべく認知症の基本法が成立しましたが、この認知症基本法の中では、市町村にも認知症に関する計画の策定が努力義務化されております。既に一部の自治体では検討が始まっているそうでございます。700万人に上ると言われている認知症の方々の多くは、介護施設ではなく在宅で生活をされており、未婚率の上昇に伴って今後は独居の、先ほどからもお話ありましたが独り暮らしの認知症の高齢者も間違いなく増えていくと思います。この認知症基本法の中に、認知症の人の意見を聞いてまちづくりを進めるとございますが、基本計画の策定は努力義務としておりまして、昨

年の11月に成立した国の補正予算に自治体の計画策定支援に関する経費が盛り込まれておりますが、町ではこの活用を考えているのか、また策定に向けてどのように捉えているのか、お聞きさせていただきます。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

まだ具体的な策定の段階にはないという状況ではありますけれども、まず多くの方に認知症がこれから広まっていくであろうという部分と、あと認知症に関しては本当に年齢ではなく、若い方もなり得るところもご理解をいただき、あとどういった症状なのかという、迎えられるのかというところも理解できることがまず大事であろうなという思いがある中で、初めてにはなりますけれども8月にまほろばで映画の上映等々もやらせていただきますので、広くまずは町民の方に認知症とはどういうものなのという部分をご理解いただける、そういう機運を醸成させていただきながら、今後必要であれば、必要に応じた条例の作成等々をこれから検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

2要旨目に移らせていただきます。昨年の9月議会で提案させていただきましたが、この認知症サポーター養成講座の受講者にも協力を求めているという関連でございますが、小中学校での認知症のサポーターの養成講座は実施に向け関係機関と協議して進めていくという答弁でございました。特に、学校教育などを含めて子供の頃から認知症を学んだり、認知症の人に触れ合う機会をつくるのが大事と考えます。この小中学校における認知症のサポーター養成講座は、計画がどこまで進んでいるのか、あるのかないのかお聞きしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

学校におけるサポーター制度の導入のところに関しては、誤解があってもあれですので、教育部局から回答させたいと思います。

議 長 （今野善行君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それではお答えしたいと思います。

今年度、関係課と調整しながら検討を進めたいと考えております。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

今年度、関係課と検討を進めていくということでございます。ぜひ進めていただきたいと思いますのでお願いしたいと思います。

岩沼市では、令和3年に認知症高齢者等検索サポーター登録者を対象に検索の模擬訓練を行ったそうであります。多くの皆さんに理解と協力をいただいて、実際に体験して気づくこと、また学ぶことが多い訓練となったそうであります。認知症の人が行方不明になったとき、協力者に電子メールを配信して、メール受信者の拡大をさせていただいて検索の協力を依頼することで、早期発見、保護の一助とする取組で、安心して住み続けられるまちを目指していただきたいと思います。本町におきましては、県のSOSネットワークをまずは周知するというところでございました。ぜひこれを周知していただきまして、またさらなるこの上を目指して進めていただきたいと思います。

2件目に移らせていただきます。健康ポイント、ボランティアポイントの推進に向けてでございます。

医療費の増加が問題となっている現代、どのようにして住民の健康を維持するかが自治体の課題となっております。そこで、注目をされているのがウォーキングの歩数や健康診断の受診、スポーツイベントの参加など、健康づくりのための取組をインセ

ンティブ化、動機づけした健康ポイントであります。また、防災訓練や自治会活動などをはじめとした地域活動の活性化に向け、ボランティア活動に付与されるボランティアポイントでございます。これらの導入が多くの自治体で進んでおり、その付与されたポイント利用が地域活性化につながるとして、実施する自治体も増えております。以下の点について所見をお伺いいたします。

1、上記健康ポイント及びボランティアポイントの付与事業を導入してはいかがでしょうか。

2、導入する場合、健康ポイントやボランティアポイントの活用促進に向け、スマホのアプリなど、キャッシュレス決済の地域通貨と連携してはいかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、2件目の、健康ポイント、ボランティアポイントの推進に向けてについてお答えをいたします。

初めに、1要旨目、健康ポイント及びボランティアポイントの付与事業を導入してはについてであります。

議員がご質問で触れられている医療費に関しまして、本町の国民健康保険事業における給付、療養給付費を見ますと、平成24年度が1件当たり1万9,798円であったのに対し、10年後の令和4年度1件当たり2万2,850円と、約15%増加している状況にあります。こうした医療費増加の要因としては、高齢社会の進展、先進医療などの医療技術の高度化などが挙げられますが、食生活、食習慣、運動習慣、飲酒、喫煙など、日頃の生活習慣がその発症や進行に大きく影響する生活習慣病の増加もその一因とされております。

こうした中、健康的な生活習慣に向けた動機づけや健康づくりを応援し、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸につなげることを目的として、定期的な運動、健診の受診、健康教室への参加など、健康的な生活や行動に対してポイントを付加し、ポイント獲得数に応じて得点が得られるような健康ポイント事業を実施する自治体も増加しているところであります。

県内市町村の取組状況を確認しましたところ、石巻市をはじめ11市町でこのような健康ポイント事業が実施をされております。また、先日5月7日には宮城県の実証実

験としまして、スマートフォンのアプリ上で日々の歩数計測のほか、消費カロリーや歩数ランキングなどが表示でき、楽しみながら健康づくりに役立てられる「みやぎ健康ウォーク」が新たに配信されておりまして、事業規模は様々であります。都道府県単位でも健康ポイント事業に取り組む事例が増えているところでもあります。

地域のボランティア活動に対するポイント事業につきましては、健康ポイント事業と同様にポイントの付与を通してボランティア活動に対する意欲の向上や、活動に参加する方の確保につなげるもので、県内では塩竈市や多賀城市において、介護保険施設等でのお手伝いや補助的な活動などに対してポイントを付与する介護支援ボランティア活動に対するポイント事業が実施されております。

ポイント事業の取組は、自分自身の健康に対する関心の掘り起こし、あるいはボランティア活動の意欲を喚起するきっかけづくりと、それが習慣化するまでの継続支援を狙いとして実施されているものであります。また、健康ポイント事業に例えて申し上げますと、初期の段階ではポイント付与を通して健康づくりの取組が実践、継続されることを目的としながら、最終的には健康に対する一層の関心や、問題意識が芽生え、インセンティブの提供がなくとも自発的かつ積極的に健康づくりの取組が継続されるということが健康ポイント事業を実施する本来的な目的であり、健康的な取組が習慣化した後は、自主的な取組を支える対応に切り替えていくことも必要であると考えます。いずれにいたしましても、こうしたインセンティブを提供するポイント事業につきましては、若い年代層や無関心層に行動変容を促すきっかけとして効果的にアプローチができるものと考えております。多くの自治体が施策推進の手段としてポイント事業を導入していくことも踏まえ、本町においても、特に健康ポイント事業につきましては、現在事業を実施をしております県内11市町の取組状況や成果等を調査、既にしておりまして、今後本町に合った健康ポイント事業の手法や、事業規模などを検討していきたいと考えております。

次に、健康ポイントやボランティアポイントの利用促進に向け、スマホのアプリなどキャッシュレス決済の地域通貨と連携してはについてお答えをさせていただきます。

健康ポイントやボランティアポイント事業を実施するに当たり、多くの方に参加していただくためには、参加のメリットや楽しさといった参加意欲を高める魅力を有するものであることや、手軽さ、簡潔さ、分かりやすさなど対象者が容易に参加できる仕組みとすることも必要となるものであります。特に、手軽さ、簡潔さという点に関しては、健康ポイント事業は日常の運動量や獲得ポイントをスマートフォン上で管理するアプリを導入している事例も増えておりまして、歩数データの蓄積、他の利用者

とのランキング比較など、日常の努力や成果が可視化されることで継続的に健康づくり活動に取り組む動機づけにもなっております。また、デジタル技術の活用は、健康問題の解決だけでなく、議員ご提案の地域通貨と連携することにより地域経済の活性化にも波及するなど、ポイント事業を核としながら様々な政策目的を関連づけさせて拡張展開することも可能であると考えてるものであります。県内におきまして、このような発展的なポイント事業を実施している市町は数例にとどまりますが、1 要旨目の回答でも申し上げました健康ポイント事業の手法や事業規模など、今後検討する中で、このようなポイント事業も拡張性も含めて検討してまいりたいと考えてございます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)
犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)
再質問させていただきます。

ご答弁の中に健康ポイント事業の、これは前向きに進めていただけるものと受け止めたんですが、ボランティアポイントはまだこれからもう少し勉強するという捉え方でよいのか。あと、今後検討する中でそのようなポイント事業の拡張性も含めて検討したい、これは前向きに捉えていい回答なのかどうか、ちょっとこの辺お聞きしたいと思います。

議 長 (今野善行君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)
では、ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

実は、この春先ぐらいからこの健康ポイント制度の導入に関しては担当課長ともいろいろ協議をしておりました。有効なんではないのかというところで、いろいろ検討させていただいておる中であります。

ボランティアのポイントというところでもありますけれども、まずボランティア活動、町内でやられている団体の方々、やっぱりボランティアの3原則という中で見返りを求めないという部分にちょっと反することもあるのかなという、間違った解釈をされ

てもあれなのかなという部分もあって、少し慎重に考えたいなと思ってございます。

拡張性というお話でありましたけれども、単純にアプリを入れた中で、でき得れば何か町の健康につながるイベントに例えば参加をしたら、追加で基礎ポイント10点だとかですね、このイベントに参加したらさらに10点だとか、いろいろな事業、もっと加えて言えば例えばごみ拾いを一緒に歩きながらやっていただけた方にはプラス何点とか、そういった一事業のため、健康のためだけのアプリではなくて、いろいろな事業と重ね合わせたできればその拡張性があるアプリを、導入を検討したいなということで担当課のほうと調査をしている状況でありまして、決して後ろ向きではなく前向きに考えているという状況でございます。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8番 (犬飼克子君)

今までに聞いたことのない拡張性という言葉だったものですから、すみません、確認をさせていただきました。

ちょっと調べさせていただいたんですが、福岡で健康ポイントアプリを、今町長の答弁の中にあっただようなのがちょうどあったんですね。歩数1,000歩歩いたときに、1,000歩当たり5ポイントとか、バーチャルウォーキング各コース達成時100から300ポイントとか、イベントに参加するとイベントによって200ポイントから400ポイント、健診を受けただけでも500ポイントとか、あと友達を紹介すると300ポイントとか、あと県内で献血をすると500ポイント、骨髄ドナー登録をすると500ポイントとか様々、こういうことを話されたと思うんですが、ぜひこの健康の質を向上させて健康寿命を延ばす施策、大変大事だと思いますので、ぜひ取り入れて進めていただきたいなと思います。

ボランティアポイントですが、なかなかこれは見返りを求めないということでしたが、やはり今、ボランティアの見返りを求めないというのも重々分かっているんですが、私も生き生きサロンのボランティアをさせていただいておりますが、やはりどこの地域に行ってもなかなかいないんだよねと、生き生きサロンのボランティアいないんだよねと。そうしたときに、ぜひ何か動機づけ、ちょっと何かそのインセンティブ、何かおまけといいますか何かあれば、それで釣るわけではないんですが、

ぜひそういうことも前向きに検討しながら進めていくのも一つかなと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本当に貴重な個人の時間を、どなたかほかの方のためにお時間をお使いいただくという部分、貴重なところであるなという思いがあります。呼び方、名称にこだわるわけではないんですが、何らかもちろんそういったご協力をいただいた方に何らか加算するような、加算できるような、そんな取組ができたらなという思いがございました。拡張性というお話でも、先ほど福岡県でやられている事例がございましたが、やっぱりいろいろなアプリが出ておまして、何もアプリがない中でやろうと思うと従来どおり何か紙ベースに1個やったらスタンプ的なところで、事務処理がただ増えるのもあまり効率的ではないなという、感覚からしますと。やっぱり自動的に、自動計算ができるアプリをぜひ導入をしていきたいなという思いがありますが、そのときに拡張性を持って、なおかつ県も今いろいろ進めておまして、ポケットサインというようなアプリケーションの中に避難所での個人情報のところを入れておいたもので、避難所に実際に避難した際に、自分がどこにいるよと読み込むと、そのまま県で吸い上げたデータを市町村にストレートで送っていただき、年齢が何十代の男性・女性までももちろん含めて、そういった機能があったりですね。あと、何が欲しいですかみたいなアンケート機能があったり等々、それに一部サブアプリみたいな形で歩数を自動カウントするようなアプリがあったりであるとか、そんないろいろなアプリが出てきているようではありますが、あまり個別になってもあれでしょうし、全体、最適も考えながら、一番いいやり方がどういうものなのかという部分ですね、もちろん費用対効果も見極めながらということになると思いますが、検討はしてまいりたいと考えてございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

昨年の7月に、社会文教常任委員会で岡山県の早島町にいいきボランティアポイントを学びに行っていました。ボランティア活動の回数に応じてポイントがつき、それを換金できる制度でありました。制度の対象者は町内在住の40歳以上で、要介護認定を受けていない方が対象でありました。早島町は、介護保険料が県下一高く、あと要介護認定も高い町で、早期のうちに発見し重症化しないようこの取組を行ったそうであります。

本町においても、先ほども言いました生き生きサロンのなどのボランティアとか様々な活動に参加していただけるよう、また成り手不足を解消するための施策として、ぜひこのボランティアポイントも前向きに検討してはどうかと思いますが、再度いかがでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

そうですね。先週まで行わせていただきました町民懇談会等々でも、いろいろ敬老事業の在り方含め高齢者施策どう考えるんだ、独り世帯の老人の方が増えていく中どういう施策を考えていかなきゃないんだという、いろいろな思いを改めて感じる局面でもありました。多くの方が介護要らずで健康でいていただけるためにも、いろいろな場に来ていただいて、本当ですね、生き生きサロン等、または敬老会等の場ですね、いろいろ会話をいただくことは改めて重要であるなという認識を持った次第であります。ボランティアポイントという言い方をするかどうかはまた別としまして、何らかそういった方を応援できるようなものが、応援できる加算できるようなですね、そういった仕組みになればなという思いでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

2 要旨目に移ります。国は、デジタル田園都市国家構想を掲げて地方自治体のデジタル化を今進めているわけですが、先ほどのスマホのもありましたが、デジタル技術を活用して地方の活性化や行政公的サービスの高度化、効率化を支援する目的で国でも必要な経費を支援しておりますが、町としてはこういう支援を、公的なデジタル田園都市国家構想の支援は不交付団体でも受けられるものなんですか。もし使えるものなら頂いて使ったほうがよろしいかと思うんです。この辺いかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

現状のDXに向けたいろいろな研究等々では、間違いなく事務費またはシステム改修費は国からの補助を頂いております。あと、先進的な取組として何か手を挙げさせていただいて、採択いただけるかどうかという部分はこれからになるんだろうなと思いますが、せっかくデジタル化、DX化ができて省人化が図れるものは図れるよう検討していきたいと思えますし、先進自治体の動向も踏まえて応用できるものは応用しながら、昨日の一部のご回答のとかぶる部分もありますが、より職員としては人対人で、フェース・トゥー・フェースで町民の声をより聞けるような、本当にそんな環境を構築してまいりたいと思ってございます。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

3 件目の質問に移らせていただきます。

ネーミングライツ（命名権）事業の早期導入をでございます。

令和5年6月の定例議会におきまして、町の総合運動公園や野球場、まほろばホールなどの施設を対象とした命名権を導入すべきと提案をさせていただきました。その際、近隣市町村の動向を注視しつつ新たな財源確保にもなることから導入の可能性を探っていくとの答弁でございました。近隣の市町村では既にネーミングライツの導入を取り入れていたり、また募集をしているところがございます。本町においても、新たな財源を確保する観点から、早急にネーミングライツ（命名権）事業を導入すべき

と考えますが、所見をお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

次に、ネーミングライツの導入に関するご質問にお答えをいたします。

令和5年6月議会の際の答弁と重複する部分もございますが、ネーミングライツ、施設命名権で、スポーツ施設や文化施設などの公共施設に社名・商品名などを付し、その対価で施設等の維持管理、サービス向上財源として活用が可能であるとされております。企業側としましては、様々なメディアを通じた宣伝効果が期待でき、都市部を中心に全国に広がり、その対象はスポーツ施設や文化施設のほか、道路やトンネル、歩道橋など、あらゆる公共施設が対象となり、このことはネーミングライツにより公共施設等への経済的支援を通じた社会貢献、地域貢献といった側面も併せて持つと考えております。

県内のネーミングライツの導入状況につきましては、宮城県では県民会館や陸上競技場、宮城球場をはじめとした施設で導入され、その名称が定着している施設がある一方で、定期的に名称が変わっている施設もあります。一方で、宮城県で募集を行っておりますダム・ネーミングライツについては、次の質問の際も回答したとおり、募集しても応募がない状況が続いております。仙台市におきましては、市民会館をはじめとした文化施設、陸上競技場やサッカー場をはじめとした施設で導入されています。県内のほかの市町村でも、ネーミングライツを実施している自治体も複数見られますが、その契約金額にもよりますが、応募がないケースも少なくない状況と受け止めております。

これは、契約料のほかに看板の書換え料金など費用負担が大きいこと、その施設が契約料金に見合った使用頻度、マスコミ等への露出度がなく広告効果が高くなければ、相手方の費用対効果が見込めないと判断されるものと考えております。このように、募集しても応募がないことなどを理由に、募集を終了しているケースも見受けられません。

本町でネーミングライツを導入した場合に、その対象として考えられる施設としましては、総合運動公園やまほろばホール、ダイナヒルズ野球場などがその対象として考えられますが、ネーミングライツにより名称が変わることで、その新しい名称がな

かなか定着しないことや、地域に根づいた愛称もあること、公共施設のイメージが損なわれるといったことが課題であると考えております。ほかの導入事例を見ても、その所在が分かりづらい事例もありますので、導入に当たっては慎重に考えていく必要があるものと認識をしております。

しかしながら、近隣での導入事例があるほか、財源の確保にもつながりますので、ネーミングライツ導入によるメリット、デメリット、さらには今後の施設の維持管理、その施設の地域への愛着度など、様々な状況を踏まえた上での検討が必要であると考えております。

以上であります。

議長（今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番（犬飼克子君）

昨年の6月議会の答弁とほぼほぼ変わらない、あまり進展がない回答でございましたが、大衡のタカカツ万葉クリエートパーク、これは去年の4月からネーミングライツ導入されたようでありまして、大衡村では3つ、タカカツ万葉パークゴルフ場、タカカツ万葉パーク、あとウッドエッグアウトドアパーク、達居森と湖畔自然公園ですか、この3つ、大衡村ではネーミングライツを採用したようでございます。

ぜひこの財源確保、様々な上での財源確保にもなると思いますので、デメリットというよりはメリットがあるのではないかと私は考えます。総合運動公園とまほろばホール、あと野球場だけではなく、少し調べたんですが、時間の限り、愛知県の大府市というところがありまして、大府市北崎町の市道に、鳴るに海と書いて鳴海急送というのが、愛知営業所の周囲にある市道の434メートルを対象に命名権を取得したそうであります。市に払う契約金は年に10万円だそうです、この広報担当者は地元の人に運送会社だということを広く知ってもらうために知名度アップに加え、求人にもいい効果が出ればと期待をするそうでございます。ぜひ、野球場とか、運動公園、あとまほろばホールだけではなく様々な、バス停に命名権をしているところもあります。やはりその辺は、一生懸命職員の皆様も考えてやっていただいて本当に頭の下がる思いではございますが、ぜひやはりこの自主財源の確保に向かって一歩でも二歩でも前向きに進んでいただけるような、このような施策を考えていくべきではないかと考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

自主財源の確保、これからの地方自治体の大きな課題であろうと思います。そういう中で県有のスポーツ施設もネーミングライツを導入しておりますが、金額が様々でございまして、年間2億円3年契約のものもあれば、年100万円3年契約のものもあればと、金額の幅が物すごい大きい現状にございます。大衡村に関しても、ご承知のとおり3か所ほど、年間10万円以上の施設と30万円以上の施設ということで募集をした中で、特にタカカツさんが実施をされたわけでありましたけれども。近隣の富谷市、大郷町含め募集はしたんですが、なかなか応募がなかったという現状もある中、どのぐらいの、看板の書換え費用等々含めてどのぐらいの費用対効果があるのかと見極めながら、検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

以上で質問を終わります。

議 長 (今野善行君)

以上で、犬飼克子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は午後2時10分といたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時10分 再 開

議 長 (今野善行君)

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。3番宮澤光安君。

3 番 (宮澤光安君)

今年の3月24日以降、かなり心境が変わって、とても緊張しております。先日も、緊張していると言ったら、先輩方からおまえみたいなのは何言っているんだと。一生懸命やって一生懸命恥かいてこいと言われましたので、せいぜい頑張りたいと思います。

それでは通告に従い、質問させていただきます。

産業廃棄物最終処分場について。

鶴巣地区に産業廃棄物の最終処分場の整備が決まっているが、搬入経路等、詳細は完全に決まっていない。一部地域住民からは反対の意見も出ていたので、今後について町の考えを問う。

1 要旨目、今まで何度も説明をしてきたと思うが、現段階での決定事項及び今後のスケジュールはどうなっているか。

2 要旨目、県は水質や周辺地域への影響はかなり少ないと言っているが、町独自の監視体制は必要ではないか。

3 要旨目、鶴巣小鶴沢地区で昭和54年から操業しているが、当時「処分場で作った米か」と心ない言葉を言われた生産者がいました。今度の処分場で、完全に風評被害が出ないとは言えないため、町ではどのように対策を考えているのか。

以上です。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、宮澤光安議員の、新最終処分場の整備についてにお答えいたします。

初めに、新最終処分場の搬入経路についてでございますが、令和4年9月に締結いたしました宮城県、大和町及び公益財団法人宮城県環境事業公社、以下環境事業公社と言わせていただきます、の三者による基本協定の前提条件として、県道大和松島線から町道鷹ノ巣線及び町道桧木線、以下県道大和松島ルートと呼ばせていただきますが、こちらを通過をする搬出入経路を選定しておりまして、環境事業公社ではこの搬出入経路で環境影響評価等の手続を進めているところでございます。

しかし、この搬出入経路では鶴巢大平下地区への負担が大きいことから、基本協定の中に環境整備事業等に見直しが必要となった場合には三者または鶴巢区長会長の申出により三者で協議を行う旨の明記がありまして、鶴巢地区の区長会で再度の協議検討を行っていただき、その結果令和6年4月1日付で鶴巢区長会長から町宛てに鶴巢地区における新産業廃棄物最終処分場の搬出入経路の継続協議検討に関する要望書の提出がございました。その内容は、宮城県が当初提案していた県道塩釜吉岡線から町道大崎スズノヤ線（重吉橋）、町道大平線及び町道梅ノ沢線、以下県道塩釜吉岡線ルートという、を搬出入経路として活用することについて、柔軟に協議検討を行うことを条件に県道大和松島線ルートを容認するものであり、あわせて当該地区への企業誘致等の地域振興策についても要望があったところです。

この要望書を受け、町では鶴巢地区のご英断に敬意を表するとともに、円滑な事業推進のため特段の配慮を行うよう明記をし、4月4日付で宮城県及び環境事業公社に文書を送付したものです。宮城県からは、4月11日付で、町等と協議しながら環境事業公社とともに誠心誠意対応する旨の回答をいただき、同日付で鶴巢区長会長等へ送付をし、情報共有を図っているところでございます。

1 要旨目の、現段階での決定事項及び今後のスケジュールについてお答えをいたします。

初めに、現段階の決定事項でございますが、新最終処分場周辺地域環境整備事業として、道路改良事業、河川整備事業、農業用施設整備事業、交通安全施設整備事業、上水道導入促進事業等36項目の環境整備事業を実施することとなっております。このうち、宮城県で15事業、県及び大和町土地改良区への委託を含む大和町で15事業、環境事業公社で6事業を実施することといたしております。整備規模は大小様々で、関係機関との協議や調査に時間を要するものもございまして、町といたしましては鶴巢地区が新最終処分場の整備を受け入れたご英断に報いるためにも、環境整備事業を着実に進めてまいります。なお、令和5年度までに36事業中6事業が完了をしております。

次に、今後のスケジュールでございますが、新最終処分場は令和9年度中の供用開始を目標に環境事業公社が各種手続を進めておりまして、供用開始後の搬出入経路は県道大和松島線ルートを使用いたしますが、町としては県道塩釜吉岡線ルートについても搬出入経路として使用するよう、宮城県や環境事業公社が行う関係者との調整に協力してまいります。

2 要旨目の、水質の町独自の監視体制が必要ではないかについてでございますが、

現在の鶴巣小鶴沢地区の最終処分場の水質等の監視につきましては、施設の運営主体である環境事業公社が廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準に基づき、小西川や井戸水等の周辺地下水の水質検査を実施をしております。町に対しましては、定期的にその結果を報告いただく体制としており、最終処分場につきましても現在の体制を維持してまいりたいと考えております。なお、町では小西川を含む吉田川8河川で年間4回程度の河川水質調査を実施しておりますが、町独自に周辺地域への影響を監視するため、新最終処分場周辺の窪川での水質検査の実施を今後検討してまいります。

3 要旨目の、風評被害への対策でございますが、宮城県はじめ関係機関と緊密に協力をしながら風評被害を発生させないように、環境事業公社に対して新最終処分場の施設管理を徹底するよう指導してまいります。なお、1 要旨目でご説明しました36項目の環境整備事業の中に農業振興ソフト事業を組み込んでおり、今後地区からのご要望をお聞きしながら、宮城県、町及び関係機関が連携して支援を実施することとしております。

以上であります。

議長 (今野善行君)

宮澤光安君。

3 番 (宮澤光安君)

1 要旨目について再質問します。

今の現状や環境整備事業が確実に進んでいることは分かりましたが、地域の住民の方々には毎日何十台も通行するであろう搬入車両や工事車両、そして近くに土取り場があるために、従来から通行している大型車両への交通事故対策や、大気汚染、水質汚濁や土壌汚染などの公害対策を心配しております。心配を払拭するには、地域に対してより丁寧な説明が必要だと思っておりますので、町長が県や公社とのパイプ役となって説明会を開催してもらうことを希望しますが、先日の鶴巣地区で行われた説明会では、約1年ちょっとぶりと言われました。なぜこういうふうな状況になったかという、やっぱり道路が決まっていなかったか、細かいのが決まっていなかったか、地域の方々からの反対もあるということでもう少し検討という話が出て、また懇談会になったんですけども、やはり住民の方には根強い反対があります。表現が悪いかもしれませんが、上から落ちてきたもので町長に権限がないのかと、そういうふうな思いもありますし、決まったことに対してどこまで声上げられるのかと、地域の住民の方が言っ

ていました。やはり、地域の住民の方々が望むのは町長の力強い言葉だと思います。県とのパイプ役となって、はっきりどうするということを言ってもらえることが地域の方々の理解につながると思いますので、1年ぶりというのはあんまりだと思いますので、近々開催してもらうことを町長から約束してもらえませんか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、約束というのは説明会をという理解でよろしいのかなと思いますが、もちろん地元の首長として、県、公社、地元の方とのパイプ役になるのは当然だろうと思いますので、そういう形で進めたいなと思いますけれども、昨年までこの1年ちょっと何も開催ができなかったという部分でいくと、令和4年の9月の段階で搬入ルートはもう決まった前提でもう契約がなされておりました。その事項が契約事項であって、なかなかそれを見直しをするのには、少なくとも住民の代表である鶴巢の区長会からの意向がなければ、基本的にはその話合いのテーブルにも乗らないという契約書であったという部分が、そういった対応になった部分であったんだろうなと思いますけれども。昨年10月就任以降も、公式、非公式に、地元の方々ともいろいろお話をさせていただいた中、一部交通量等々も分散でき得る一つの方法として、鶴巢の区長会の意向としてまとめていただいた事項で多少なり進展があった部分と、協議をある程度できる環境が整ってきたという認識でおります。県と公社との間のパイプ役として協議の場等々、これから必要に応じて持っていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

宮澤光安君。

3 番 （宮澤光安君）

やはり搬入路というのは、地域の住民の方々は本当に心配しております。大平下地区には新幹線も通っており、繁忙期といわれる5月やお盆、お正月のときは交通量が、新幹線に乗っている方が多いと窓ガラスが揺れたりというのがありますし、やはり交通量に対する不安があります。右折で入る進入路になると、どうしても事故、そして

渋滞が起きるのが懸念されますので、なるべく渋滞のないような、交通事故のないような、そういう搬入ルートを考えていただければと思いますし、そういうことについてもう少し働きかけをしてもらうことは可能でしょうか。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、搬入路のところではありますが、契約書上もそうでありますし、環境アセスメントを行っている現状ですね、県道大和松島ルート、こちらをまず供用開始時には使うということで、鶴巢の大平下の方々等々にもご理解をいただいております。騒音対策等々の心配もあった中、防音工事を行うでありますとか、一部エアコンの設置をしていただくとか、36項目の環境整備事業の中にご意向を取り入れていただいているところでございます。加えて、右折進入となるとやっぱり危険だという話もあって、契約書の中にも右折の進入はさせないと。あくまでも松島方面からの左折の侵入しか認めないということで、公社もそこは徹底をするという旨、確認をまずできております。とは言いましても、決まった事項がきちんと実施をされるよう、もちろん見届けなきゃいけないであろうなという思いもありますし、加えて本年4月にいただいた別なルートの検討というところでも、大平下の地区の皆さんと、また中、上の方々と、お約束させていただいている事項でもありますので、その実現にも向けて努めてまいりたいなど、そんな思いでございます。

以上であります。

議長（今野善行君）

宮澤光安君。

3番（宮澤光安君）

やはり搬入路で負担になるのは大平3地区、上、中、下かと思っておりますけれども、そこに至るまで幕柳地区なり鳥屋、大崎地区、ましてや近隣市町の大郷や利府、富谷市なんかも通行する場合がありますので、どうか搬入に対しては特別な配慮をいただこう、町長のほうから公社そして県に働きかけていただきたいと思います。

2 要旨目にまいります。大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの公害防止に当たり、どのような監視体制になるのか。地域の安全を脅かすことがないように体制をつくってもらわなければならないと考えるが、地元住民の方にも監視員になっていただくことでより監視体制が厳重になり、チェック体制にもなると考えるが、どのような規模を考えていますか。

議 長 (今野善行君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、小鶴沢にある処分場に関しても、地域の方にも入っていただいた中で協議会をおつくりいただき、公社のほうでいろいろ環境影響評価等々を測定しているデータ等不備がないかどうかというところ確認をいただいているという認識でもおりますし、同じような形で大平の方々にも入っていただいた協議会をおつくりいただくということで伺っておりますので、その中に町もできる限り客観的なデータの確認というのも含めて、入らせていただきながら監視体制をつくってまいりたいと思っております。規模的なところ、どの人数がいいのかという部分は、また別途そこは協議をさせていただいて、検討させていただくと思います。よろしく申し上げます。

議 長 (今野善行君)
宮澤光安君。

3 番 (宮澤光安君)

やはり、1 要旨目にも出ますけれども、決まる、決まらない、説明内容、そういうのをやはり地域の方々に詳しく説明してもらう必要もありますし、区長さん方に対応をと区長さんだけに丸投げするといったらおかしいですけれども、丸投げしてしまうと、いや俺は聞いていない、先日も、いや聞いてない、上のことばり言ったって困ると、下さもちゃんと下ろしてくれと、そういう話もありました。やっぱり、そういう場面になると当事者、私も立場が変わってこういうふうになると思っていませんでしたので、この立場になるとやはりそういうふうな目で見れるのかなと。ですので、地域の方々に見ればやはり、どこを見てくれているんだという気持ちはかなり強い

と思いますので、どんな形でも、どんな規模でもいいとは言いませんが、確実に監視体制をつくってもらうことでより住民の方が安心すると思いますので、監視体制が出来上がる、立ち上げる、そういう段階で説明してもらえることは可能でしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

監視体制の作成という意味では、環境事業公社側が主となって働きかけをしていくんだらうなと思いますけれども、町としても環境事業公社任せにならないよう見てまわりたいと思いますし、いろいろ説明会等々、何十回、40回以上やられたと伺っておりますが、なかなか案内しても参加いただけていない中で、結果聞いていた、聞いていなかったの話でなかなか進まなかったお話もありましたので、そういった意味も含めて、説明会やればいいではなくて、多くの方に内容を理解していただくというのが一番大事にしなければいけない点であろうなと思いますので、その点を忘れることなく、対応してまわりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

宮澤光安君。

3 番 （宮澤光安君）

先日行われました地域懇談会、5地区35名だったと思っておるんですけども、やはり時間が7時というのも住民の方にはちょっと遅いんじゃないかという方もいますし、質問を今までやっていた、聞いていた質問ではなくて、今回説明したことに対して質問してくださいという公社側の答えがあって、ちょっとそれは違うんじゃないのかなと正直思ったところもありますし、その場に来ていなかったというのもあるでしょうし、説明聞いていなかった、案内来ても来なかった、来れなかったというのもあると思いますし、先日伺ったときは担当者が替わっていたという話もされて、この間、去年言っていた人と話が違うんじゃないかと、そういう話も出ました。やはり、そういう言った、言わない、聞いた、聞いていない、体制がどうなんだ、判こ押したら終わりなのか、そういう話も先日出ていましたので、そういうことがないように対応を

お願いしたいと思います。

続きまして、3要旨目に移らせていただきます。

風評被害はいつどこで、どんな形で出てくるかは全く予想できないものであると考えております。私は京都での植木屋の修行時代に、ちょっと厳しい親方だったんですが、親方から「言われてからやるのは子供と一緒にだ、言われる前に考えて動け。それは物の道理にもつながる」と、そういうふうに言われました。物の道理って何ですかと。「人が通るところに物を置くんじゃない、物の上をまたぐんじゃない、それが物の道理や」と、そういうふうな話もされました。やはり、どんなに十分な対策、準備期間、しっかりした対策を取ろうと思っても、なかなかうまくいかないことも出てくると思います。必要なのは十分な対策、しっかりした対策、そして柔軟な対応、そういうのが必要なので、小さな声にもしっかりと耳を傾けてもらい、地域に寄り添った対応を約束してもらい、地域の方々にしっかりと説明をしてもらえないでしょうか。どうでしょう。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

本当に、考える上での対策、十分はないんだと思うんですね。本当に何がどこでどう発生し得るか、どういう評判が出るのかという部分、考えていることが100%ではないかと思しますので、適切にかつ迅速に対応できるような、そういう柔軟な体制を持ち合わせながら、この地域のためになるよう、振興策になるような内容につなげていけるよう努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思します。

議 長 （今野善行君）

宮澤光安君。

3 番 （宮澤光安君）

私の質問は全部、3要旨とも関連していると思います。やっぱり言いたいのは、早め早めの対策、そして柔軟な対応ですので、どうぞ説明会も含めて今後も速やかに行

っていただいて、町長のリーダーシップ、発信力、発言力、期待されている方が十分にいると思いますので、ぜひご検討していただきたいと思います。

では、2つ目の質問に移らせていただきます。

獣害被害について。イノシシは、多いときで1年に2回、一度に6頭の子供を産むと聞いています。一般的には、猟銃での駆除や箱穴、くくりわなでの捕獲してからの駆除となるが、イノシシの狩猟期間は11月1日から3月31日までであり、時間は日の出から日没までとなっています。イノシシは夜行性で、出没するのは日没寸前か深夜となっており、現状増加する一方であることから、次のことを問う。

要旨1、第一種狩猟免許、わな猟免許の免許保有者の平均年齢と人数は。

第2要旨、今の段階で有効な対策とされている侵入防止柵と電気柵があるが、各地域ごとで設置状況に相違があり、早くから設置した地域から設置していない地域へと移動していると思われる。地域ごとの設置状況と、今後の計画はどうなっているか。

3要旨目、イノシシの侵入防止柵は、一般に耐用年数が15年ほどと言われている。5年ほど前に設置した地域では、当時1キロ当たり10万円の設置費用が出たが、増加するイノシシは柵を押し倒して畑等に侵入しているため、年に数度の修繕が必要となっている。修繕費用を補助するつもりはないか。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

宮澤光安議員の、獣害対策についてのご質問にお答えをします。

初めに、イノシシの生態であります。年に一度、春か秋に出産をし、一度の出産で平均して4頭前後の子供を産みますが、子育てが終わるまでは次の子供を作らず、逆に子供が全て死に絶えた場合には、次の時期に子供を作ることがあると言われております。また、もともと昼行性の動物ですが、人間が活動する時間帯を避けるため夜間の行動も多いと言われております。イノシシの狩猟期間は、宮澤議員の言われるとおりでございますが、町では鳥獣被害対策実施隊を任命し、年を通してイノシシなどの有害鳥獣の捕獲活動を実施していただいているところであります。本町におけますイノシシの捕獲頭数につきましては、町の許可分と、広域的な駆除を目的として都道府県が行います指定管理鳥獣捕獲等事業を合わせまして、令和2年度の442頭をピークに、令和3年度は254頭、令和4年度は270頭と、豚熱の発生や減頭などの要因によ

り減少したものの、令和5年度は520頭と前年比1.9倍に急激に増加しており、町西部だけでなく東部の鶴巣地区や落合地区でも捕獲頭数が増加しているところでもあります。

1 件目の、第一種狩猟免許、わな猟免許の免許保有者の平均年齢と人数につきましては、大和町在住の狩猟免許所有者数は、猟友会等に参加していない人もいますことから全体では把握できておりませんので、町で任命をしております鳥獣被害対策隊の状況でお答えをさせていただきたいと思っております。町鳥獣被害対策実施隊は、今年度52名を任命しております、第一種猟銃免許保有者はそのうち22名、わな猟免許保有者は48名でありますので、その中で18名が両方の免許を所有している状況でございます。また、平均年齢は第一種猟銃免許所有者で64.7歳、わな猟免許保有者で63.6歳でありまして、自治体全体では64.1歳となっているところでもあります。

次に、2 要旨目の、侵入防止柵の地域ごとの設置状況と今後の計画はどうなっているかについてであります。農作物被害を防ぐためには有害鳥獣を侵入させないためのワイヤーメッシュ柵、電気柵などの設置による防護が有効な対策の一つであります。また、わな等には、捕獲、野菜くずや生ごみの適正処理、農地や山際周辺の草刈り等を行い、侵入させない環境づくりのすみ分けの対策をバランスよく行うことで、さらに効果を高めることができるとされております。この防護対策として、地域が一体となり、地域ぐるみで取り組み、効率的かつ効果的に被害を防ぐため、平成26年度から各地区で獣害対策協議会を設立し、農地等の周辺にワイヤーメッシュ柵を設置しております。令和5年度までに、吉田地区では沢渡地区麓上地区など9地区において89.58キロメートル、宮床小野地区では、難波地区、前河原地区など6地区において73.65キロメートル、鶴巣地区では鶴巣山田地区、下草地区の2地区で26キロメートルと、総延長189.23キロメートルを設置している状況でございます。また、令和6年度は鶴巣北目地区で7.4キロメートル、吉田金取北地区で5.18キロメートルの設置を計画をしております、令和7年度は鳥屋地区、大崎地区、落合の松坂地区で設置要望があったことから、地区と協議をしているところでもあります。

3 要旨目の、侵入防止柵の修繕費用に補助するつもりはないかについてお答えをいたします。

侵入防止柵のワイヤーメッシュ柵につきましては、耐用年数は14年、構築物、農業用金属造りのものでありますが、とされているところでありまして、ワイヤーメッシュ柵を設置した協議会に対して設置費用として1キロ当たり10万円を交付しているところがございます。地区で設置したワイヤーメッシュ柵は、イノシシが柵の下部を掘りくぐり抜けようとすることで曲げられたり、熊などに押し倒されたりしている状況

が見受けられますが、それぞれの地区で点検・修理を行っているところでございます。柵の維持・管理、補修などの経費につきましては、地区協議会と締結をしている侵入防止柵管理委託契約において地区協議会が負担することになっているところでございますが、多面的機能交付金や、中山間地域等直接支払い交付金を活用して修繕していただいているところでありまして、補修用の資材も購入することができます。このように、ほかの補助金を活用できること、設置費用を交付してから5年ほどしか経過していないことなどから、現時点では修繕費用の補助は検討していないところでございます。しかしながら、耐用年数が迫っている地区があることから、大規模な修繕が必要となることが想定されますので、今後検討していきたいと考えております。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

宮澤光安君。

3 番 (宮澤光安君)

1 要旨について再質問します。

平均年齢が全体で64.1歳となっております。こういう状況は、なかなか若い人が免許を取るということが少ないと思います。同僚議員の森議員も狩猟免許を持っていて駆除隊に入っていますが、猟銃はかなり高価です。取るのにも、警察の方から身辺調査、地域住民から推薦、様々なこともありますし、弾も高いですし、年に1回は警察に行って猟銃の検査、いわゆる鉄砲検査というも行われます。やはり、免許を取りたくても取れない方、ちょっと高価なんでどうかなと思っている方もいますので、そういう方に対して助成というか補助は考えておられますでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

宮澤議員のご質問に対してお答えをさせていただきます。

以前より、今のご指摘の点ありまして、課題としてなかなか免許を取得いただける方が少なかったというのもありまして、もうこの数年補助メニューを用意して、一部補助をさせていただいているところでありますが、詳しくは担当課のほうから、いま

一度回答させたいと思います。

議長（今野善行君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長（阿部 晃君）

それでは、宮澤光安議員の再質問にお答えさせていただきます。

免許を取るときの取得の経費なんですけれども、そちらの経費に対して助成しているところでありまして、そちらの分でありまして、免許取得の事前講習や申請の手数料、そちらの新規取得の際の手数料と、更新の際も同じようにその費用につきまして助成しているところでございます。

以上でございます。

議長（今野善行君）

宮澤光安君。

3 番（宮澤光安君）

免許取得について助成しているようですが、なかなか取ろうと思っている方全ての方に知れ渡っていないと思います。やはり、前の質問とも同じように丁寧な説明、広報紙等にも載せるとか、いろいろな形があると思いますので、ぜひご検討願いたいと思います。

続きまして、2要旨目に入ります。

柵の設置については、地区で組織をつくる必要があると思います。非農家の方々から協力がもらえず組織でできない地域があると考えます。組織化できなければ、柵をもらうこと、補助を受けることもできないと思いますし、柵の交付を受けても自分たちで設置できない場合もあります。年々高齢化になってきておりまして、道路から、県道や町道からすぐのところ設置するだけでなく、山際のほうに設置しなきゃいけない場所もありますんで、なかなか運んでいってどうのこうのとしてくるのが大変になってきています。そういったときに、やはりどこまでやってもらえるか。今後の設置状況に関わってくると思いますんで、どこまで設置してもらえるか、設置するにはどういうふうに運んでいったらいいのか、その辺をお伺いします。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町としては、資材の提供が主でございます。設置の実際の作業に関しましては、基本的には協議会をおつくりをいただいて、協議会が主体となって今実施をしていただいていると理解をしております。協議会を構成するメンバーとしては、多面的機能支払い交付金の団体等が主となってその中に入らせていただいてやっていた地区が、協議会が多いのも現状でございます、その作業工賃も100%ボランティアという形ではなくて、交付金の中の一つの事業ということで一部の費用、工賃を見ていただいて作業いただいているというのが現状ではないのかなという思いもある中、多面的な交付金の事業で考えますと、本当に、農地を持った農家の方々だけでは田んぼは守れないという前提から、いろいろ小学校のPTAであるとか、非農家の方々も入った形で広く団体を構成していただいているという理解が多く、前半、西部地区で柵の設置をした団体のほうでは、非農家の方々もいろいろ入らせていただいて作業していただいたという環境であったと理解をしておりますし、これから東部で実施いただくに当たっても農家の方だけの負担にならないように、その協議会の中にどういう方をお入れして作業を進めたらいいのかという点に関してはいろいろご検討もいただく必要があるのかなと思いますし、町としても必要であればそういった働きかけ等々、ご助言をするよう努めてまいりたいと思います。あくまでも、町としてできる部分は部材の、資材の提供ということになるかと思えます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

宮澤光安君。

3 番 (宮澤光安君)

今、町長からあくまでも町としては部材の提供、資材の提供ということになりましたが、鶴巣地区でも私の地区、その隣近辺の地域はかなり高齢化が進んでおります。農業の担い手もいなくなってきたのが実情であり、この間も柵の修繕を行いに行ったんですが、5年前はできたけれどももう後10年後できるかどうか分からない、そ

ういう言葉もかけられました。あと光安頼むなと言われましたけれども、私1人では無理だと。やっぱり外部に、業者に委託するか、何か対策を取っていかないと、せっかく設置しても、今後もう一度と言われた場合はできない人たちが増えてきていると思います。ぜひ外部に依頼する、そういうことも考えることが必要でないかと思いますので、どう思われますか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

町民の生命と財産を守るのが役場の仕事でもありという中で、イノシシ被害に苦しんでいらっしゃる方々、今現状はそこにお住まいの方々にお願いをしている部分が大きいのかなという思いがありますが、一部高齢化、過疎化しているエリアがあるのも実情である中、町としてはそういったエリアに新たに住んでいただける方を増やさせていただくというのも一つのやらなければならない使命であろうなという思いもあります。業者に頼むイコール費用もかさむところもある中、町全体で守るのと、費用をかけなきゃいけない部分と、全体的に見てどの地区にどうしていくのかというのは総合的に判断をしていかなきゃいけない課題であろうと思えますが、当面は地域の皆さん方に結束をよりいただいて、空き家になっている部分に新たな方々がお住まいになられて地域に入られるような、そんな社会をつくっていくのも私の使命かなという、そんな思いでお話を伺っておりました。よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

宮澤光安君。

3 番 （宮澤光安君）

やはり、農家の担い手もいないとこういう農家さんを守ることもできません。先日なんかは、まいたばかりのジャガイモを一晩にしてやられたと、そういう話も聞いて、何とかならないのかと言われましたけれども、なかなか厳しいなという話はしてきました。やはり、柵を設置することが有効だと考えますし、設置していないところに移動するのもイノシシかなと思っています。一度出たところにもう出ないかといえばそ

んなことありませんし、ぜひ各地域満遍なくといったらおかしいですけども、設置してもらうことを強く願いますので。それで、そのまま3要旨目に行きたいと思えます。

3要旨目は、柵の設置の維持管理なのですが、一度出たところに2回目、3回目出ないかという、必ずと言っていいほど出ます。何を食べているかという、ネズミやミミズ、カブトムシ、多種多様なのを食べています。農作物もかなりの被害を受けていますので、やはり設置するだけでなく修繕がどうしても必要です。今現在、いろいろなところから、多面的機能支払い交付金や中山間地域等の直接支払い交付金等を活用してとっていますが、やはり、ほかの地区がどうなっているか分からないですが、多分修繕費用は出ていないと思うんですね、他の市町村でも。率先して大和町で修繕費用を出すことは考えておられませんでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと一部、最初の答弁とダブる部分があるかと思えますけれども、既に設置をされております吉田地区、宮床地区89.58キロ、宮床小野地区73.65キロ、同じように設置の際の費用ということで補助をさせていただいてる中で、既に、これはあくまでもその10年間の、設置してからのメンテナンス費用等々も含みますという前提で支給をさせていただいて、日々の修繕等、本当にボランティアまたはその協議会からの一時的な費用弁償で行っていただいている現状がございます。それを遡る形でまた補償するという部分も、なかなかこう難しい部分、平等性に欠ける部分等ありますので、当面は修繕費用というところは、多面的機能支払い交付金または中山間地域等の直接支払い交付金、これをやられている団体と、今のところ一対一でリンクしたところで協議会をつくっていただいている状況にありますので、うまくその中でやりくりをいただきながら、修繕にも当たっていただきたいなという思いで、現時点では修繕費用の助成は検討はしていないというのが現状であります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

宮澤光安君。

3 番 (宮澤光安君)

修繕費用は検討していないということですので、ちょっと残念かなど。地域に戻ったとき、何やってんだと、もうちょっと強く言っていとわれそうですが、こればかりはどうしようもないと言っています。

やはり、最初に設置したときに10年間修繕費用も含めるという話も当初は聞いていても、修繕にかなりの時間がかかると「何だ、こいづぐらい少し見てけねえか」と言われるのは当たり前で、少し検討していただくことを強くお願いして、私の質問を終わりにしたいと思います。

議長 (今野善行君)

以上で、宮澤光安君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後3時15分といたします。

午後3時05分 休憩

午後3時14分 再開

議長 (今野善行君)

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。10番今野信一君。

10 番 (今野信一君)

それでは通告に従いまして1件、2要旨、お願いしたいと思います。

地域福祉について。

厚生労働省が2月に発表した2023年の人口統計速報値は、出生値が過去最低の75万8,631人、死亡数は過去最高の159万503人で、自然減数は83万1,872人となり、最大の減少幅でございました。また、4月に発表した世帯数の将来推計によると、2050年に全世帯5,261万世帯の44.3%に当たる2,330万世帯が独り暮らしになるというもので、このうち65歳以上は全体の20.6%の1,084万世帯でございました。独り暮らしの高齢者が急増し、見守りや介護などの支援を充実させ、地域で安心して生活できる環境整備が課題となると報道にございました。以下に、本町の将来人口と地域福祉について

お伺いします。

1つ、第五次総合計画にございます目標とする将来人口には、令和13年度3万人をピークにし、その後減少に転じ、令和42年度には2万3,556人としておりますが、地域による偏りをどのように考えておりますか。また、年少人口、生産年齢人口、老年人口の比率は各地域同程度と考えてよいのでしょうか。

2番目、全ての住民が安心して生活が送れるように、町民、福祉関係者、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たしながら課題解決に取り組むことを地域福祉としております。今後、地域福祉の役割は大きいものと思われまます。町は、今年3月に大和町地域福祉計画・地域福祉活動計画の中間見直しを発表し、平成31年度策定した計画の中間検証を行っておりますが、結果を見ると計画どおり進んでいるものは11項目のうち2項目のみであり、5項目が目標値に向けて逆に後退しておりました。これまでの取組方では目標達成は難しいと思われまますが、町はどのように捉えておるのでしょうか。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、今野信一議員の、地域福祉についてお答えいたします。

初めに、1要旨目の第五次総合計画の将来人口等についてでございますが、町の人口につきましては、昭和30年の合併時は1万9,825人で、その後周辺市町で住宅地造成等の要因によりまして1万8,000人台で推移しておりました。昭和60年代後半からの吉岡東、南地区及び小野地区、南部地区の土地区画整理事業等により徐々に人口が増加をし、平成27年度には2万8,000人を超え、令和6年3月末の人口は2万7,908人という状況でございます。今後は、吉岡西部地区や、杜の丘北部地区等の住宅造成や、吉岡地区の市街地の老朽化した既存住宅地の再開発等によりまして、令和13年度の人口を3万人に見込むものでございます。

次に、令和42年度の大和町の将来人口2万3,556人につきましては、厚生労働省の研究機関であります国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口等に準拠して推計したものでございましたが、何ら有効な政策を実施しない場合は現状の2万8,000人から約7割となる2万人まで減少すると想定されておりますことから、第五次総合計画に基づき移住定住、子育て支援住宅の人口維持政策を行った場合に、約8

割の2万3,556人と推計するものでございます。

また、第五次総合計画の人口推計は、町全体の将来人口しか算出しておりませんが、平成27年度の人口が2万8,000人台となった年度を基準に、令和6年度の地区別の人口増減を比較しますと、都市計画の市街化区域である吉岡地区が902人増で、増加割合7.1%増の1万3,535人、もみじヶ丘、杜の丘地区が103人減で、減少割合が1.4%減の7,330人で、市街化区域は人口2万865人となります。次に、農村集落地区であります宮床地区は261人減で、減少割合が12.8%減で1,777人。吉田地区が368人減で、減少割合がマイナス16%で1,931人。鶴巣地区が350人減、減少割合が15.6%減となります1,893人。落合地区が220人減で、減少割合がマイナス13.2%の1,442人という状況で、8年間で約1,200人が減少している現状でありまして、市街化区域外の人口は7,043人であります。

また、平成27年度の地区別人口基準に、令和42年度の人口推計を行いますと、市街化区域である吉岡、もみじヶ丘、杜の丘地区は、現状の人口はおおむね維持するものの、農村集落地区は有効な施策を実施しなければ、人口は半減するものと考えております。

次に、14歳以下の年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口の比率につきましては、平成17年度と令和5年度の人口比率を比較をいたしますと、年少人口は15%が13%、生産年齢人口比率は65%が63%、老年人口比率が20%であったものが24%となっております。今後も近似式等で将来人口を推計した場合には、年少人口及び生産年齢人口は減少し、高齢人口は今後も増加が続くことが見込まれ、農村集落地区はその傾向が顕著に表れるものと思慮しておりまして、市街化調整区域内の住宅制限の緩和を国、県に要望しているところでございます。

また、大衡村に大規模な半導体企業操業が決定しており、本町としましてもこの好機を逃すことなく、関連企業の誘致、事業用地の確保及び従業員の皆様の住宅地の提供などの施策を適地に展開をし、人口減少を少しでも抑止できるよう実施してまいりたいと思っております。

2 要旨目の地域福祉についてであります。社会福祉法が平成30年の4月に改正をされ、地域福祉計画の策定につきましては、市町村の任意とされていたものが努力義務に改められたものでございます。町としましては、地域生活の課題を共有するとともに、解決へ向けた事業を計画的に遂行し、地域共生社会の実現をするため、平成31年3月に地域福祉計画を作成いたしました。その際に、地域福祉推進の中核的機関に位置づけられている大和町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体で策定したもの

でございます。計画期間は、令和元年から令和10年度までの10年間といたしまして、令和5年度中に社会情勢や住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の中間見直しをするものでございます。地域福祉を進める上で、最も重要な視点として自助・互助・共助・公助がございしますが、全ての町民が安心した生活が送れるように相互の助け合いや支え合いに加えて、福祉に限らず、産業、防災、防犯、教育等、様々な分野との包括的な連携が必要となる中で、計画策定直後に発生した新型コロナウイルス感染症の猛威はあらゆるつながりや行いを停止をさせ、その結果、従来からの大きな行政課題であるコミュニティーの希薄化にさらに追い打ちをかける結果となったものでございます。結果としましては、ご指摘のとおり、計画どおりに進めることができなかった項目や、目標後退を余儀なくされたことは事実でございます。前期計画期間の5年間は、あらゆる機能が停滞した人命優先の社会でございましたが、昨年から5類に移行したことを踏まえ、まずは原状回復するための意識の醸成を図ることが必要であると考えております。具体的な行いとしましては、計画見直し後の初年度となります令和6年度は、福祉、防災、教育関連機関等に能動的にアプローチをいたしまして、様々な分野、場面での皆様の献身的な行いの全ては地域福祉につながっており、地域福祉は地域づくりであるということを伝えていきたいと考えております。昨今、様々な地域課題がある現状ではありますが、地域共生社会の実現に向けまして、その計画を推進するために研さんしてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長 (今野善行君)

今野信一君。

10番 (今野信一君)

それでは再質問させていただきたいと思います。

まず最初に、ご回答あったところでご質問させていただきます。平成27年度を基準といたしまして人口が増えている市街化区域2万865人、そして減少している地域になっちゃうんですけれども市街化区域以外の人口を7,043人として見ております。今後、令和42年度には2万3,556人の目標値を掲げておるんですが、そこに行くまでの間には市街化区域は大体変わらずに大体2万人で行くんじゃないかと。そしてまた、市街化区域以外のところでは7,043人が、有効な施策を実施しなければ半減するものというようなことで、7,043人半分にする3,500人ぐらいかなと思うんですけれども、

市街化区域がそのまま2万人で行って、市街化区域以外が3,500人となりますと2万3,500人、そうなりますと目標としている数値になるんですね。ということは、有効な施策を実施しない形で進むことが目標人口になってしまうような気がするんですが、ここあたりどのように解釈すればいいのか、そういうような計画はないということなんでしょうか。

議 長 (今野善行君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)
今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。
令和42年の将来人口2万3,556人でありますけれども、有効な施策を実施した上での数字であります。しない数字ではありません。してもこの数字がなかなか、今現状では、推定される人口だという認識でございます。違いますね、失礼しました。
現状のままの自然減を検討した数字ですから、そうですね、何もしなかった場合の数字ですね。

議 長 (今野善行君)
今野信一君。

10 番 (今野信一君)
いま一つ踏ん切り悪かったような気するんですけれども、何もしなかった場合の人口が2万3,556人ですね。

議 長 (今野善行君)
暫時休憩します。確認していただきたいと思います。

午後3時32分 休 憩
午後3時33分 再 開

議 長 (今野善行君)
再開します。

再答弁で、浅野俊彦君。

町 長（浅野俊彦君）

すみません、混乱をさせました、申し訳ございません。

今野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

第五次総合計画にうたっている事業を実施した上でも、この2万3,556人というのが、令和42年度の今の推計の人口でございます。具体的によろしいですか。

議 長（今野善行君）

今野信一君。

10 番（今野信一君）

第五次総合計画に基づき移住定住や子育て支援住宅の人口維持政策を行った場合に約8割という、頑張っていけば2万3,556人になりますよと。何もしなければ2万人ぐらいになりますよということですよ。そして、その2万3,556人ですよ、令和42年度には。平成27年を基準としまして市街化区域では、それまで人口は維持できるんじゃないかと。2万865人の人口が大体そのぐらい推移していくだろうということで、大体2万人ということで。そしてまた、市街化区域以外のところで7,043人ですけども、今後有効な施策をしなければ半減するんじゃないかということですよ。ということは、それを半分すると大体3,500人ですよ、7,043人。3,500人と2万人を足すことによって2万3,500人ということで、令和42年度の目標人口ということになるわけで、そうすると、そういった市街化区域以外の人口施策というものは特に打つつもりはないというようなことになってしまうんじゃないかなと思ったんで、そこをちょっと確認したかったわけです。

議 長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長（浅野俊彦君）

すみません、答弁の仕方の、ちょっと表現の仕方の問題があったのかも分かりませんが、何もしなければ半分以下になってしまうであろうという前提で、半分になることがないよう、今現状の総合計画でうたっております移住・定住策であるとかですね、

子育て支援住宅等々進めておりますが、もっとさらなる事業を検討していかなければ、もっと減ってしまうのではないかという問題を意識しているものであって、この2万3,556人というのは我々サイドで出している数字ではなく、国の機関で出された数字でもあるので、そことの整合性という意味では、一概に言えない部分がありますが、何もしなければ半分以下になってしまうことを今危惧して町政に当たっているという認識でおります。補足があれば、担当課長から補足をさせます。

議 長 （今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 （遠藤秀一君）

今野信一議員の人口に関する質問に対しまして答弁をさせていただきます。

まず、将来推計の2万3,556人でございますけれども、この数字はもともと国の厚労省の人口問題研究所の推計を基に、その数値を基に全体の人口を出しております。その中で2万3,556人ということで、数字でございますけれども、今回お示した数値につきましては、その数値、将来人口の数値、全体しか捉えていないものの数値でございます。それを町のほうで生産年齢別人口とかで推計しますと、おおよそでございますけれども、市街化の人口は維持したとすればですね、集落の人口の分は半減以下になるだろうというような推計を、今現在推計をしたところでございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

こういうところであんまり時間使いたくなかったんですけども、この書き方だと2万人がそのまま持続されて、あと減少する地域は半減になってしまいますよと。そうすると、数がぴったり合うもんで、何もしないのかなと思われてしまうというような、そういう捉え方をしてしまっただけで。もちろん、総合計画のほうには何も手を打たなければ2万人に減少してというようなことで、高めのほうの数値を使って頑張っていくぞというような、そういったような気構えが見えるんじゃないかなと思うんですが。そのところちょっと気になったもので聞いてみました。

ただ、言いたいことは私も同じで、これは8年前との比較で出されております。市街化区域は大体、吉岡が902人が増で、もみじ、杜の丘で103人は減りますけれども合わせますと大体2万865人。そしてまたそれ以外の地域は十数%の減ということで、大分減ってきていると。このまま手だてしないとどんどん減り続けるんじゃないかという、そういうようなおそれを感じます。格差がどんどん開いていくということに関して、町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

格差は、なかなかですね、認められないものであって埋めなきゃいけないという認識でおります。何とか格差を解消するような施策を、今こそやんなきゃいけない時期だろうと、そういう思いであります。

議 長 (今野善行君)

今野信一君。

10 番 (今野信一君)

全くそのとおりだと思うんですね。私も、10年ぐらい前と比較したらやはり同じようなデータで、吉岡地区では、10年前との比較でちょっと数字は変わるんですが116、もみじは105ということでアップしているんですけども、そのほかの地域は88とか81、大体2割までは行きませんが、大分減っているというような状況、10年間でそのぐらいということは、目標とする令和42年ということは36年後ですので、回答書にあった数字を単純的に使えば8年間で1,200人が減るということは、その4倍ぐらいの、5,000人までは行きませんがそのぐらい、それを半分ぐらいで収めるだけでもすごいなと思うんですけども。やはりどんどん、これから手だてを打っていかないと、その格差は埋まるというか、どんどん開く一方ですのでね。そこいらの手だてをやっていただかなければならないと。第五次総合計画なんかを見ていると、地域というものの活用の仕方としては、大分こういうような、宮床地区はこういうゾーンにしたいとか、吉田地区はレジャーとか、そういうようなものとか、緑が多

くてきれいなどか、そういうようなものはあるんですけども、そこで暮らす人たちがもう少し人口が増えていただきたいと思っているわけで、先日私も鶴巣地区の懇談会に参加させていただいたんですけども、やはり先ほどくらいにもお話出ていたんですけども、各地区、にぎわいとまではいかななくても、やはり人が減っていくものに対して大分危惧しているというか、何とかしていただきたいというふうな、にぎわいまではなくてもよろしいんでしょう、もちろんにぎわってほしいところはあるんでしょうけれども、集落という言葉がどうか分かりませんが、集落的な機能が果たせるような状況を、そこあたりはきちっと確保していただきたいと思われているんじゃないかと思うんですよね。そういったようなところでの手だてというものは、町長はどのように進めていこうと思っているんでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

やはり、人に定着していただく上では、その地域の特性を生かした何らかにぎわいのコアになるものが必要になるだろうと考えるところでありまして、各地区の人口減少を食い止めるためにもそういったコアな施設を各地区に、何らかのその地区に一番合ったものを準備をしていくような施策を考えてまいらなければならないなど、そんな思いであります。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

思いがあるというようなことで、それを形にいただきまして、施策にいただきまして、早速取りかかっていたければよろしいかなと思います。

やはり、今いる人口なんですけれども、それ、大和町地域福祉計画・地域福祉活動計画のほうに各地区の現状といいましようか、そういうものが載っているんですけども、高齢人口といいましようか、平成30年と令和5年の比較というもので出してみたのがあるんですけども、吉岡地区の高齢人口というか、65歳以上の人口の占める

割合というもの、平成30年は17.2%が令和5年には18.3%と1.1ポイント上回っている。もみじヶ丘、杜の丘では10.2%が14.1%で3.9ポイント上がっていると。そこあたりは10%台ですのでもまだあれなんですけれども、そのほかの地区は令和5年度には大体40%を超えてしまうというようなこととなっております。大和町の第五次総合計画のほうでは、27ページに載っておりますけれども、令和42年度には大体39%ぐらいになるんじゃないかというような計算式といいたし、グラフが載っております。全体的に見て39%なんですけれども、もう40%を超えている地区が、それも全部人口が減少している。皆さんもう感じているところではあるんですけれども、減っていった老人だけが残っているというような、高齢化している、そういうような地区になってきているというようなこと。そういうものも、ちょっと人口的な、町というものはやはりバランスといいたし、若い方もいて、働く方々もいて、そして老人もいるというようなバランスが大切だと思うんですが、そういう年齢層の偏りもここに出てきているんじゃないかなと思うんですけれども、そういったところにもう少し、そういったところをどういうふうに、町長は、何とかせねばならんという気持ちはあるんでしょうけれども、どうお考えでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

いわゆる農村部のところでは高齢化率が比較的やっぱり高止まりしている部分、やっぱり若い家族を持った層の方々が生まれたところになかなか住めていない、新興団地等々に家を買われる方、または他市町村に引っ越される方々がいる現状がある中、何らか回帰する策がないかというところで、いろいろ町としても補助金を、3世代住居の改修の補助でありますとか、その他市街化区域から市街化調整区域に引っ越されてくる方々に同じく支援の補助金を出させていただいたりでありますとか、他地区からの移住定住の促進をしている状況にあって、本当に何らか早急に効果的な策をしなきゃいけないんであるなという思いを持っておると、加えて新興団地も、比較的どうしても若い方のイメージが多いわけなんですけれども、実際には子育て終わられた方々、設立が古いもみじヶ丘等では、高齢化率がひよっとすると田舎以上に高くなっている現状もあるやに、この間も懇談会等でもご指摘がありました。そういった意味では、高

齢者施策というのに向けた福祉施策という意味でいきますと、いわゆる農村部だけの問題ではないんだなというところから、もう少し視点も変えながら計画立案をして、実際どういうサポートが一番効果的であるのか考えなきゃならない時代であるなという認識であります。

議 長 （今野善行君）
今野信一君。

10 番 （今野信一君）

やはり待ったなしで行っていかなければならないところかなと思います。

あと、人口減少地区で子育て支援住宅というのをやっているんですけども、そこにせっかくお住まいになっている方が、子供が成長なされたときに、はい出ていってくださいというような形で、今の施策ですと子育てだけの住宅、支援の住宅ですんで、そういうせっかくなれ親しんだ地区でございますので、その近辺にでも家を建てていただけるような形の施策というような形で、そういうせっかく10年とか20年近く住まわれた方がそのまま残っていただける、愛着も出てきたんじゃないかと、そういうような感じのところとか、手っ取り早くできるんじゃないかなと思うんですが、それもちよっと難しいところもあるかと思うんですけども、町長はどうお考えですか。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

子育て支援住宅の目的とするところと在り方に関わると思うんですけども、議員時代に提案させていただいた時代も、あくまでも子育てをされる方の一時的な住まいであって、そこで子供を通じてできた親の関係からそのままの形態を維持して、将来的にはその地区の町有地であるとか、その他民有地も含めてもいいのかも分かりませんが、そういう場所に家を建てていただくような施策がセットでなければ意味がないのではないのかなという思いももちろん持つておる中で、就任させていただいた以降も子育て支援住宅の振り返りと、現況の確認をさせていただいた中でもお話ししている部分は、近くにもともと町営住宅の町有地もあるエリアも、ほとんど

のエリアがあるので、そういった部分を格安で分譲させていただきながら、そこに定住先として見つけていただける場所がいろいろな場所にできていかなければ、農村地区の人口減少、これ食い止められないだろうという思いがありますのと、建てるに当たって市街化調整区域に伴う住宅の建築制限、これがやっぱりたがになっている部分がありますので、その解釈でありますとか、規格緩和というところを、町のほうから関連の市町村等または宮黒の町村会としての要望事項等に新たに入れさせていただいて、今調整に入らせていただいているところであることを加えてご説明を申し上げさせていただきます。

以上であります。

議長（今野善行君）

今野信一君。

10番（今野信一君）

そういった、せっかく暮らしていただいて、十分地域を理解していただいた人が残るといのは大変いいのかなと思いますので、そういったところも力を入れてやっていただければなと思います。

先ほどの話に戻りますけれども、高齢化が進み、そしてまた人口が減っていく。総務省が令和2年3月にある報告書を出しております。いろいろなグループに分けて問題点といいましょうか、減少問題点なんかを出しているんですが、生活基盤の中で住宅の荒廃ですとか、小学校などの維持の困難ですとか、道路、農道、橋梁、集会所、下水道の維持が困難になってくる。産業基盤のほうでは、耕作放棄地の増大、用排水路、ため池の荒廃ですね。自然環境では森林の荒廃、災害では獣害、病害虫の発生、土砂災害の発生。地域文化では伝統的催事の衰退、伝統的生活文化の衰退。住民生活のほうでは、空き家の増大、商店スーパーが閉鎖する、公共交通の利便性の低下。集落機能では運動会や収穫祭など、集落地区で行ってきた行事が減少する、住民による地域づくり活動の停滞や減少などなどが挙げられている。これ何の報告書かという、過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査報告書というものでございまして、大分我々の地域でもというか、一般質問なんかでも話題に上っているようなことがどんどん出てきているということで、やはりその集落地域と……減少地域というところでは結構そういうものが出てきたお話ではありますよね。そういったところの過疎地域ということでなっている、それにどんどん近づいていっているこ

とが身につまされていると思います。そしてまた、令和6年4月25日の河北新報では、消滅可能性の自治体というような話で、自治体の話ではございますけれども我々の身からすればやはりそういう人口が減っている地域というものはそういったものにどんどん近づいていっている、そういうようなものが大変身に迫って、せっかくいろいろな文化とか歴史とかを持っている大切な地域が、大和町の中から人が減っていくことによって守られなくなってしまうという、大変恐ろしいなと思うところがあります。そういう一連の報道とか報告とか、そういうのをお聞きになって、町長は自分の町というようなことに関して何かお考え、お気持ち、どういうものをお持ちになったかお聞かせください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、人が生活をしていく上で、やっぱり何をなりわいとするのかというところが大事な中、大和町には働く場、またはそういったまずなりわいとなるような場がこれからますます集積してくる傾向にございます。加えて、ご指摘のとおり人口減少、過疎化の問題として挙げられた内容を想像させるエリアが町内にもいっぱいあるのも事実であります。一方で生活の仕方、様式が多様化をしていく中、程よい近い田舎暮らしを希望されて、比較的地価も安いというところもあって家が建てられるエリアには家が今まだ建っているエリアもあります。という意味では、田舎暮らしをしたいというニーズもあるもののなかなか建てられないという規制がかけられている、先ほど申し上げた問題等々もある中、この町であるエリアだけが生き残ればよいという問題ではなく、町全体にある意味人が住まなければ町としてのていへなさないであろうと思いますし、そういった意味ではここだけが開ければいいではなくて、バランスのある意味取れた発展が必要であろうという思いがある中、そういった発展ができないような制約がかかっているエリアに関しては問題意識を持って、どうやったらそれを解消できるのかというのを考えるのが我々の仕事であろうなという思いでありますので、その点に関しては逃げることなく、いろいろな形で関係機関に働きかけをして、緩和をしていきたいと考えております。

議長（今野善行君）
今野信一君。

10番（今野信一君）

ありがとうございます。

答弁書の中にもありました。大衡村には大規模な半導体企業操業が決定しており、本町といたしましても好機を逃すことなく云々ということで、適地に事業用地の確保及び従業員の皆様の住宅地の提供など施策を適地に展開するという、適地というような言われ方をしている、そういったところの規制を緩和いたしまして、そういったところに、まず人口が減少している地域というものを何とかするためにこれをうまく差し向けていただけるような、そういうような施策といたしまししょうか、そういったものを打ってほしいなと考えました。

2要旨目に移りたいと思うんですけども、先ほど痴呆老人といたしまししょうか、認知症の方のお話で、独り暮らしの高齢者ですとか、高齢者のみの世帯数というようなお話が出ておりました。大分、本町でも大きな数字をさっきお答えになっていたのを聞きまして、本当に問題だなということ。そして、通告書にも書かせてもらいましたが独り暮らし、2050年には44%、未婚率の高い団塊ジュニアの高齢化というものも含めましてどんどんどんどんそういったものが増えていくというようなことで、大変問題になってきている。そこで大切になるのが地域福祉という考え方。人間が生活する上では公的なサービスですとか、民間のサービスですとか、あと自身が行うものとか、そういったものを複合して生活をしているわけですけども、やはり独り暮らしになってしまうたら家族で行っていたことができなくなってしまう。みんな自分でやらなくてはいけない。朝起きてご飯を作って、掃除をして、片づけをしたりとか、そういったようなこと。この間テレビを見ていましたらば、家庭内の人手不足というような言葉があるということで、自分全部1人でやらなくちゃいけないということで、それが大変になっていく。お金を出せば何とでもできるんでしょうけれども、年金暮らしであればそれもなかなかできないという状況になってくれば、やはり地域というものに頼らなければならない。公的ところが全部入っていくわけにもいきませんので。やはりお互いさま、自助・公助というようなお話もありましたが、互助というようなお考えもあるみたいですけども、そういった互いでやっていこうじゃないかというような。ただそこがもう高齢者だけの世界になってしまって、人口が減ってしまったらば隣近所も遠い、そして高齢者でお互いがカバーできないというような状況になっ

てくるという、そういったところが大変ネックになってきて、今から手を打ってもなかなか難しいような具合になってくると思うんですね。そういった中で、地域福祉というものがそこあたりに、そういう課題を解決するための地域福祉というような考え方がなわけですけれども、それがなかなか進んでいかない。回答のほうでは、コロナがあったのでなかなか進めなかったということでございますけれども、実際そういう課題をどういうふうに解決すべきかというような、そういった行かなければならないという、そういうお話を投げかける場所すらも分かっていない人たちも結構いらっしゃるみたいです。この活動計画の中に書いてあったんですけれども、ふだん地域で生活をする上で不安や悩みを誰に相談しますかというような設問がありまして、アンケート調査だったんですけれども、1位が家族や親族、それが73.2、これは複数回答みたいですので100人いたらば73.2人が多分行くと思うんですね。大体そのぐらいの割合だと思います。知人・友人に行く方が49.4、隣近所の人が13.7、どんどん数字が減っていくんですが、5位に相談したいとは思わない、6位に相談先が分からない、7位にやっと行政区・町内会の役員さんが出てきます。8位に役場の窓口やその職員、9位に福祉サービスの事業所、10番その他というのが入りまして、11番無回答というのがありまして、12番に大和町社会福祉協議会というのが入って、13番目が地域包括センターということで。そういう福祉のことを中心にやらなければならない、みんながそこにまずは行かなくちゃいけないだろうというふうになっている拠点というべきところが低い位置にあるという。もちろん、家族・親族で話し合っただけ、そういう社会福祉協議会に行ったほうがいいのかそういう話になれば問題はないんですけれども、そういったように、まず、いっしょに役場の窓口であったりとかそういったところが出てくるべきじゃないかなと思うんですが、そこいらが周知されていないというのは大変残念な話だと思うんですが、町長どう思いますか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

そうですね。せっかく公的な機関があるのに、最初にそれが出てこないのは確かに何か寂しい反面、上位のほうにあるのがやっぱり家族であるとか友人であるとか、やっぱり公的な機関でどうしても壁が高く感じられる部分もある中、やっぱり地域のコ

コミュニティーのつながりというのが人間ってやっぱり大きいんだなという部分を改めて感じるところであります。まずはそういった意味でも、隣近所のつながり、これを大事にしながら、いろいろな方から行政は別に壁は高くないんだよという意識をしていただく、知っていただく、そういう努力も改めて必要なんでないかなと、お話的には伺って感じておりました。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

そうですね、せっかく組織、施設があるのに、そういったものが活用されていないわけではないんでしょうけれども、なかなかそういうのがまず筆頭に、あそこに行けば何とかなるというような思いがあったほうがいいのかと思います。

いろいろな施策を行っているんですが、そこで目標値なんかもあって、回答書でもなかなかそれに達成することができないというようなことが、その中に地域福祉の内容を知っている町民の割合というものが大分、11.8%だったのを12.9%で中間、1.1ポイントしか増えてない、目標値が2割、20%と、目標値自体も少ないのかなと。地域福祉大切だと言いつつも、2割の人だけ知っていればいいのかというような問題もあるかと思いますが、あと大和町福祉協議会を知っている人の割合も25%が目的であったりなんかすると、もっともっと知ってもらったほうが良いような気もする。そういうような、ちょっと目的、目標が低いんじゃないかな、もう少しオープンになるべきじゃないかなとも思う中、やはりどちらにしろ、皆さんで地域の方々の触れ合いといいたいでしょうか、そういったような互助、これが先ほども申し上げましたように高齢者の見守りですとか、そういったものが今後必要になってくると思うんですね。

ちょっと話は変わっちゃうんですが、子ども家庭課では初めの100か月というような考え方があって、ウェルビーイングの話になっちゃうんですけれども、妊娠してから100か月、すなわち小学校1年生に入った中間ぐらいですかね、そこあたりまでのことを地域みんなで支え合うような感じ、そういうような温かい目で見ると感じ、その逆じゃないですが、最後の100か月といったらブラック過ぎるような話になっちゃうんですけれども、老人の場合に当てはめてもやはり、地域で見守ってきた子供たちが大きくなって、それが還元して今度は自分たちを見てもらえるような社会というものの作り方というものが大変重要なのかなと。地域ケアというような言葉で、

やはり住みなれた社会で暮らしていけることが老人にとってもいいんじゃないかというようにお話がありますので、やはり見守られながら老後を過ごしていただけるような形の町というものが必要なのかなと思います。若い人たちが自分の学業が終わったからといって別のところに引っ越していくというのは大変残念な話で、やはり地域として、地域に残っていただいて暮らしていただく、そういうような社会というものが必要なのかなと思います。そういった中でやはり高齢者を見守る、この間鶴巣での懇談会に参加させていただいたときに敬老会の話題なんかも出ておりましたけれども、やはりそういった中で年に1度そういうような敬老会というよりは、地域福祉計画をもう少し活発にさせていただき、日頃から老人の方々に対して見守り活動ですとか、触れ合いというものをつくるのが大切なことじゃないかなと思うわけですね。そういった中で、敬老という気持ちが、老人を敬うという気持ちが芽生えて、それでふだんからそういったような気持ちこそが大切で、年に一遍の敬老会というよりはそういったところのものが重要になってくるんじゃないかなとも思ったことがあったんですね。やはり、予算的な面で基金がなくなりますので、それをやめてこちらのほうにとか、そういう子育てのほうも大切ですかというバランス的なもの、バランスといいましょうか、これをこちらに振り替えますというのではなく、やはり地域福祉というようなものを重要視していただきまして、そういう老人、高齢者を見守っていただけるような形の、そういうものに力を入れていくというのが重要なんじゃないか、そちらのほうも重要なんじゃないかなと思うんですがね。町長はどうお考えでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まさに大事だと思っています。思っているからこそ、どういう形で地域の方々が考えていらっしゃるのかというのを意見交換をしたくて、一つの話題として懇談会をさせていただきました。そういう中で、先ほど前者のところでもお示ししたとおり、独り住まいの独り世帯の高齢者も増えていく中、今後の見回りでありますとか見守りがありますとか、どういう形でどういう事業を行ったらいいのか等々を、いろいろな展開も考えなきゃいけないという中で、敬老の祝い金と敬老会、どういう形でやったらいい

のかとお話を伺っておったわけでありましたが、私的には決してやる必要ないと言った覚えももちろんございませんし、でき得ればその年に1度敬う気持ちと、通常どこかに寄って意見交換、会話をすることが本当に介護要らずで元気にいていただける一つの方策であろうと、そういう思いでこの間の説明会も伺っておりました。

今後というところでいくと、一部新興団地のほうではなかなかお子さんいてもおじいさんおばあさんとは遠く離れて暮らされていて子育てに悩まれてる方もいろいろいる中で、例えば生き生きサロンの中に高齢者の方だけではなくて、それこそお子さん持たれた方も一緒に入った中で、いろいろそこでアドバイスをしてもらったりしながら、高齢者と若い世代との交流の場になるようなそういう事業展開も、個人的には有効なんではないのかなという考えも持っておりました。そういう意味で、敬老事業に対する補助金と決まった形ではなくて、もう少し広い形で、町内会を中心として何か総合的な事業として、新たに行われるものに何か補助できるような、そういうメニューも今後ちょっと検討する必要があるんじゃないのかなという思いでおりました。あまりその年代をどこかに、どの年代と区切る事業ではなくて、もう少しラフにいろいろな世代が集まれるような、そんな事業に組み替えることも有効ではないかと考えた次第であります。これから検討してまいりたいと思います。

議 長 (今野善行君)

今野信一君。

10 番 (今野信一君)

時間も迫っております。今回私が申し上げたかったことは敬老会というよりは人口が減ってきている、それもバランスがよろしくない、偏りがあるし年代的な問題も出てきているというようなことがあり、町長も先月、先々月あたり総会シーズンでいろいろなところに行って、いろいろな総会に出て、顔ぶれを見ると毎年同じかなという方とか、あとコロナもあったし、就任なされてまだあれもあるんでしょうけれども、任期で役員改選があっても留任留任で同じ方がそのままやっている。何でかという、若手が入ってこないからそのままになっている。実際会が運営するという事に関して、なかなかこう若手が入ってこないで、変わらないような人たちでずっとやっているということでもありますので、実際その会自体も問題意識があってやっているのかなというところもあったりなんかして、意外と大分時間がたってきておりますので、その会自体のあれで、運営もなかなか難しくなっているところもあるのかな

と思いますので、意外とそういうような、町でも助成しているところがあるので、そういったところの見直しなんかも考えて新陳代謝していってもらってもいいのかなと思ったんですが、時間もなくなっているんで一言だけで結構ですのでお答えを。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。簡潔にお願いします。

町 長 (浅野俊彦君)

やっぱりコロナ、これがやっぱりかなり人間のコミュニティーを希薄化させたという意味では、物すごく影響していると思います。様々な数値的な目標、先ほども低いんじゃないかというお話もありましたが、いきなり高い目標を立てても、そこに向かって皆さん走ってくださいと言われても、高過ぎても逆に引かれてしまう部分もある中、ある程度取り組めるんじゃないかというような目標の設定も必要であったという観点で、そういう目標を立てさせていただいたということもご理解をいただきたいなと思いますのと、加えてもちろん目的達成のための組織であると思いますから、組織のための組織ではないと思いますので、そういった意味ではそういった視点も持ちながら、どういう組織で継続をしていただくのか、どういう形で継続していただくのか、その団体の方々といろいろ協議をさせていただきながら、補助等の申請等を含めて、そういう段階でいろいろ協議をしてまいりたいと思っております。

以上であります。（「終わります」の声あり）

議 長 (今野善行君)

以上で、今野信一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は4時25分といたします。

午後4時16分 休 憩

午後4時24分 再 開

議 長 (今野善行君)

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。6番森 秀樹君。

6 番 (森 秀樹君)

本日最後の一般質問をさせていただきます。同期議員が大分気合入っておりますので、私もやる気と元気で一生懸命質問をさせていただきたいと思います。

では、通告に従いまして2件、2要旨、3要旨、質問させていただきます。

1件目、町内小中学校の施設管理の状況はでございます。

教育格差が生まれる2大原因の1つとして、地域による格差がございます。都市と地方とでは地域の発展度合いに差が生じやすく、学校設備が十分でない場合や、公共交通機関が充実していないばかりに、経験や体験、スポーツ、チャレンジできる内容と、いろいろな選択肢が狭められることもあるようでございます。地域による格差は、教育を受ける子供自身では変えようのない問題であります。また、学校保健安全法により、学校の設置者はその設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるように努めるものとなっております。本町においても、各学校の管理運営体制が取られているものと思われませんが、今回はよりよい学校生活を送るための施設管理状況について、以下を問います。

1 要旨目、町内小中学校の設備及び施設の問題点は。

2 要旨目、町内小学校の補修・修繕箇所の把握は。

3 要旨目、上記の実施時期は。

以上でございます。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、よろしく願いいたします。

森 秀樹議員の町内小中学校の施設管理の状況についてのご質問にお答えをいたします。

学校は児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより人格の形成がなされる場であり、生きる力を育む学校という場において、児童生徒等が生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠であります。

本町の学校施設におきましては、児童生徒が安全・安心で快適に過ごすことができ

る環境づくりや、多様化する教育内容に対応するための取組を実施し、教育環境の整備充実に努めているところです。

初めに、1 要旨目の、町内小中学校の設備及び施設の問題点についてですが、町内小中学校の校舎及び屋内運動場等の学校施設では、築30年以上を経過する施設が31棟になり、全体の棟数比率で約7割を占めております。また、大規模改修後20年を経過するものも多くなっており、劣化状況も進行しているところがあるため、急な破損による修繕等を要する事案も多くなっている状況があります。

次に、2 要旨目の、町内小学校の補修・修繕箇所の把握についてですが、学校保健安全法第27条では、学校においては児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検についての計画を策定しこれを実施しなければならないと規定されております。これに基づき、各学校では安全点検実施計画等を策定し、校舎内外の安全点検を実施しており、常に学校環境の安全確保に努めております。

各学校では、日常的な点検のほか、定期安全点検として児童生徒が使用する施設設備等については毎月点検日を設け、全職員一斉に分担箇所の安全点検を行っており、各学校から報告・相談があった場合は現場に赴き状況等の確認をしております。また、専門的な知識や技術が必要な消防設備点検や遊具点検などは専門業者へ委託し点検を行っており、これらの点検により不具合箇所を把握しているところです。

最後に、3 要旨目の、実施時期についてですが、点検等により把握した不具合箇所などは児童生徒の安全に関するものを最優先に修繕等を実施し、それ以外の案件につきましては学校運営に支障が生じることがないように、学校と作業時期を調整し修繕計画を作成しており、その計画に基づき実施していくこととしております。また、急に修繕等の対応が必要となったものは、年度途中でも補正予算等による対応を行いながら実施するよう努めているところです。

施設の大規模な改修等につきましては、令和2年3月に作成した大和町学校施設等長寿命化計画に基づき施設の改修等を順次進めていこうとしており、現在は吉岡小学校の改築を行っているところです。

今後も、学校施設に対し適切な修繕を実施し、児童生徒が安全・安心で、快適に過ごすことができる環境づくりに努めてまいります。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

森 秀樹君。

6 番 (森 秀樹君)

では、回答に対して再質問をさせていただきたいと思います。

1 要旨目、町としても劣化等により修繕が必要なものを感じているとお答えがございました。その中で、大規模改修後20年を経過するものとなっております。これは、長寿命化計画とかに関係するものの改修でありましたでしょうか、お伺いします。

議 長 (今野善行君)

教育長上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

ただいまのご質問にお答えします。

長寿命化計画につきましては、令和2年度策定ですので、そうではなくて経過年数に応じた改修工事となります。

議 長 (今野善行君)

森 秀樹君。

6 番 (森 秀樹君)

そうされますと、校舎の改築または建て替えというのが、大体60年から47年と言われているようであります。旧村の小学校、大体もう建てられて結構な時間がたつと思うんですけども、この中で破損状況、劣化状況というのは大体把握はされているのでしょうか。

議 長 (今野善行君)

教育長上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

それではお答えします。

実際に、各学校からの点検結果が上がってきたり、あるいは業者などの点検作業、それから学校の巡回などで確認しながら、大体各学校の修繕計画を、現在数年後まで立てております。それに合わせて長寿命化計画を入れ込みまして、調整しながら、現在対応を図っているところです。

議 長 (今野善行君)
森 秀樹君。

6 番 (森 秀樹君)

いろいろと数年後のところまで考えていただいているということなんですけれども、今後問題点というのを、地域の皆様いろいろ見ていらっしゃいます、PTAの方々も設備、施設に対しては問題点なり直してほしいところというのは見ていらっしゃいますので、地域の方々の意見を、または話を聞きながら、町と地域全体で対応していただきたいと思います。

2 要旨目に移ります。町内小学校の補修・修繕箇所の把握はでございます。

この中で、前項で小中学校と言っているのにもかかわらず、今回小学校の補修・修繕とさせていただいているのは、中学校は生徒数も多く、部活動などで各種設備を使用する割合が多いと考えられます。また不具合の場所があれば、教職員へ自分から言うこともできるものと考えます。また、回答の文章を読む限りでは、消防設備点検や遊具点検などは専門業者に委託して把握、それ以外施設・設備においては安全点検をし、各学校から報告・相談があった場合に対応していると読み取れなくないんですけれども、具体的な修繕箇所、または補修箇所を教えてください。

議 長 (今野善行君)
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

まず最初に、小学校という表現使いましたが、今回の回答については、質問書のほうに小学校とあったものですから使っておりますが、回答内容は小中合わせて回答しておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

それから修繕等の場合、専門業者、回答の書き方がちょっとまずくてご理解の不足があったと思うんですが、学校からの日常的な点検があります。不具合があった場合には学校から報告が上がってきます。それから、月1回の定期点検の内容も踏まえながら学校から上がってきます。それについても、町のほうで指摘があれば出向いて確認をし、対応します。それから専門業者については、やはり消防設備とか遊具関係については打診をしたり、専門的な確認が必要なものですから、専門業者にまずは

って点検をお願いし、そこを確認しながら対応するというので、専門的な検査と同様に、通常の点検も同様な把握、対応しておる状況があります。

それ以外の修繕箇所等についての質問ですが、それについては課長のほうからご説明申し上げます。

議長（今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長（青木 朋君）

それでは、森議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

私のほうからは、修繕箇所の具体的なところについてご説明させていただきます。

今年度予定しております小学校の修繕等でございますけれども、まず吉岡小学校ほか1ということで鶴巣小学校も含めてなんですが貯水槽の設備の修繕ですとか、吉田小学校の家庭科室の給湯器交換・修繕、それから、宮床小の給食配膳室入り口修繕、落合小のピロティー天井の修繕、小野小の北側の門扉修繕等予定しております。

あと、工事関係でいいますと、宮床小学校の印刷室のちょっと改修工事も予定しております、吉田小学校の昇降口の柱の修繕も予定しております。それから鶴巣小学校屋内運動場の南側入り口のところの床修繕、宮床小学校とそれから小野小学校の内外壁のクラック修繕も予定をしております。それから、小野小学校と落合小学校のプールのろ過装置の修繕工事を予定しております。

小学校につきましては以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

森 秀樹君。

6 番（森 秀樹君）

ご答弁ありがとうございます。修繕箇所及び実施時期等についてもご回答いただきましたので、3要旨目に移りたいと思うんですけども、そもそもなぜこの質問をしているかというところをお話しさせていただきますと、宮床小学校の入学式の際に体育館の床のコーティングが剥がれているようで、床がちょっと段差になっているところが見受けられました。また、プールのポンプも故障しているとPTAの方から伺いまして、去年はプール開きの前の清掃、PTAの皆さんでバケツリレーで排水したと

も伺っております。春のときに聞いたときは、その修理もまだ確定していないと、直すというお話も聞いていないとPTAの方から伺いました。

その点で、まず体育館の床のコーティング、直近でやられた時期、お伺いいたします。

議 長 (今野善行君)
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)
ただいまの質問については、課長からお答え申し上げます。

議 長 (今野善行君)
教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長 (青木 朋君)

それでは、質問にお答えさせていただきます。

宮床小学校の屋内運動場の床の状況でございますが、建築は1974年に建築しておりまして50年ほどたっておる施設でございますが、大規模改修ということで2003年に行っております。経過年数は21年ほどたっておりまして、その大規模改修後、今のところ床面のコーティング等、その期間、これまでの間、実施したという状況はございませんでした。(不規則発言あり)

失礼いたしました。宮床小学校のプールのポンプの件でございますが、先日うちのほうでも、昨年度そういう状況あったということで、今年度水を抜いてポンプを点検していただいている業者さんに見てもらいまして、ポンプは異常なかったんですが、排水の、ちょっと排水先の管でちょっと異常があるということで、若干ちょっと水が残ってしまうんですがそれは強制的に教育委員会のほうで抜くことにしておりまして、プールの清掃には影響ないようにしていきたいと考えております。あと、その後の修繕につきましてまた改めて考えていきたいと思っております。

議 長 (今野善行君)
森 秀樹君。

6 番 (森 秀樹君)

ご回答ありがとうございます。

実は、6年前にも先輩議員が同様の質問を議会でされております。その中で、体育館の床でけがをしたという内容も議事録に載っております。把握している修繕箇所以外にも、1要旨目の返答でしているとおり、地域の皆さん、PTAの皆さんの話を聞き、よりよい学校生活を送れるようにしていただきたいと思います。

2件目に移ります。

議長 (今野善行君)

お諮りしたいんですが、本日の会議時間は議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって時間を延長することを決定しました。

森 秀樹君。

6 番 (森 秀樹君)

では、2件目の質問に移らせていただきます。

より一層の特殊詐欺防止の対策を。

昨年の大和警察署管内においての特殊詐欺被害発生状況は、被害7件、被害額974万7,000円であり、被害の内訳、被害のうち6件は架空請求詐欺の手口で被害に遭っております。

本町でも、特殊詐欺対策電話機等購入補助事業や、不審なメールのURLや添付ファイルは開かないようにと、対策事業や啓蒙活動を行っております。偽のウイルス除去費用や、有料サイトの利用料金の未納等を理由に現金や電子マネーをだまし取る手口の架空請求詐欺については、高齢者のみならず幅広い世代で被害が発生しており、金融庁等でも注意を促しておりますが、特にコンビニエンスストアでは24時間いつでも電子マネーが購入可能で、ギフトカードなど他人に譲渡できるカードもあるため、利用者のIDをだまし取ることが容易でございます。

他県になりますが、福井県警越前署ではトロイの木馬除去カードや、未納料金・滞納料金支払いカードといったダミーの電子マネーをコンビニと協力し設置しております。効果は、開始から約半月で2件の被害を防ぎ、効果があるようでございます。本町においても、宮城県警や民間事業者と協力し、同様のダミーカードで架空請求詐欺

の対策を検討してみてもどうか。

以上です。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、森 秀樹議員の、より一層の特殊詐欺防止の対策をについてお答えいたします。

初めに、宮城県内の特殊詐欺発生状況につきましては、森議員ご指摘のあったとおりでありましたが、そのうち架空請求による特殊詐欺認知状況についてご説明をいたします。

宮城県警察本部の発表によれば、令和4年124件、被害金額にして約1億4,742万円、令和5年169件、被害金額にして約3億1,506万円と、被害が大きく増加しております。本町内では、令和4年4件、令和5年1件、そして、今年は3月末に1件発生しております。

ご質問の、宮城県警や民間事業者と協力し、同様のダミーカードで架空請求詐欺の対策を検討してはどうかについてお答えをいたします。

架空請求詐欺につきましては、インターネット上でパソコンがウイルスに感染していますとの偽の警告画面を表示をして、サポート契約を装った修理やセキュリティーソフト購入費用について支払いをさせる、いわゆるサポート詐欺の手口であります。ご提案にあります架空請求詐欺被害に遭わないために、例えばコンビニエンスストアと協力してダミー電子マネー、トロイの木馬除去カードや、未納料金・滞納料金未払いカードなどを店内電子マネーカード購入コーナーに展開をし、詐欺被害に気づく仕組みづくりによって被害を防ぐ取組は、少しでも被害に遭わないためにも有効であると考えております。ご提案の内容について、その効果を発揮するためには町内に限らず、多くの店舗や広域的な官民連携した取組が必要でありますことから、架空詐欺被害防止対策についてどのような進め方がよいか、警察署及び防犯協会等との話し合いを進めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、犯罪被害を防ぐために昨年度は2つの地区の出前講座要請を受けて、パソコンがウイルスに感染していますとの偽の警告画面があった場合の対応について、事例紹介を含めて情報提供を行ってまいりました。また、特殊詐欺の犯人

と話をしないための防犯機能つき電話機設置を推奨し、特殊詐欺対策電話機等購入補助を活用していただくことで、被害に遭わない環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（今野善行君）

森 秀樹君。

6 番（森 秀樹君）

ご回答ありがとうございます。その中で、この特殊詐欺の中の架空請求詐欺に遭う要因としては、やはりパソコンなりスマートフォンを使うからということがあるんですけども、これ使っていただかないと今後の自治体DXなりなんなりに支障が出てきてしまうので、ぜひ町民の皆様には使っていただきたいと考えております。その中で、まほろば大学講座のお達者倶楽部の中の、初めてのスマートフォン講座及びスマホの基本とLINE体験、大分埋まっているようでして、町民の皆さんもスマートフォンを使ってみたい、使いたいという気持ちはやはり強いものだと考えております。しかしながら、こういう架空請求詐欺にもし遭ってしまった場合、多分もう使ってもらえないのかなと思うところもありますし、よくあるのは私の父母も高齢になっておりますが、分からなかったらそのままにしちゃう、もう閉じちゃう、そのまんまということがよくあります。

そして、宮城県警のデータの前に、この越前署、これプレスリリースしたのは3月でございました。実は4月に宮城県警が電子マネーのカードケースというのを活用して、同じような対策をしております。ただ、こちら電子マネーを購入した方に、その対策用のカードケースを渡すものであって、もう購入してしまっているんですね。私、実験だと思って、仙台市内のコンビニで電子マネーを購入しました。しかしこのカードケース渡されなかったんですね。

質問の中にもありますとおり、決してこの特殊詐欺、高齢者だけじゃありません。若者も知らない間に詐欺に引っかかっているということもよくあります。直近ですと、5月の17日に仙台南署で同様の電子マネーを10万円分買おうとした60代の男性が、店員の方に思いとどまるようにという話で被害を防いだことがございます。本町といたしましても、答弁の中で警察及び防犯協会と話し合いを進めてまいりたいとご回答いただいておりますが、速やかに進めていただきたいと思いますが、どのようにお考えで

しょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、森議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

福井県警のこのトロイの木馬のダミーカードの件ですね。ご質問いただいたのもありまして大和署のほうに照会をかけております。宮城県警としても、どういう活動をするのかというところで、やっぱり大和町民であっても、黒川、富谷、どこで買われるか分からない中、もう少し広域的な形で何らかその対策を打つ必要があるであろう、それが効果的だろうなという思いでありました。

そういった意味では、関係機関と協議をさせていただきながら、効果的な策を見つけ、こういった被害が発生しないよう、また暴力団等、陰にいるかも分からない非合法的な団体に変な形で資金が流れないように注意する必要があるなという思いでありますので、継続して効果的な策を検討してまいりたいと思います。

議 長 （今野善行君）

森 秀樹君。

6 番 （森 秀樹君）

金額が少ないと恐らく被害届も出さずに、そのまま流れているということもあるでしょうし、恐らくこの出ているデータよりも実際金額も件数も多いものだと思います。その中で黒川行政区の中で大和町がトップランナーとして、これに対応して対策をしていく、そういった強い気持ちでぜひ対応していただきたいと思います。

越前署に確認を私もしたところ、結局これはフランチャイズのオーナーさんたちのご好意で、その電子マネーを置く場所を提供してもらっているというお話がありました。大本のメーカーというか、その運営会社さん、コンビニの運営会社さんのほうがNGと言ったらもう駄目になってしまうようなんですけれども、ぜひ民間の事業者さんたちとお声がけをしていただいて、防犯の取組をしていただきたいと思います。

その中で、一番のメリットとしては、店員の方たちが、それ間違っていますよ、もしかしたらだまされているかもしれませんよと声がかかりやすい、変なトラブルになり

づらいという一番のメリットがあるようでございます。本町の中でそういう特殊詐欺といったものが1件でも減り、町民の皆さんたちがよりよい生活を送れるために、ご尽力いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議 長 （今野善行君）

以上で森 秀樹君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後4時58分 延 会